

# 南小国町こども計画

## 【素案】

令和8年1月  
熊本県 南小国町



## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 国・熊本県の動向.....	1
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の対象.....	6
6 計画の策定体制と方法.....	6
<b>第2章 こども・若者を取り巻く状況</b> .....	<b>8</b>
1 統計からみる南小国町の現状.....	8
2 アンケート調査結果からみる南小国町の現状.....	16
3 ワークショップでの意見聴取.....	34
4 本町における課題.....	39
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>44</b>
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	45
3 施策の体系.....	46
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>47</b>
<b>基本目標1 こどもを安心して生み育てることができるまちづくり</b> .....	<b>47</b>
1 親と子の健康づくりに向けた支援.....	47
2 乳幼児期の教育・保育の充実.....	49
3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実.....	50
<b>基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり</b> .....	<b>52</b>
1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進.....	52
2 居場所づくり .....	54
3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供.....	55
4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	56
<b>基本目標3 若者が活躍できるまちづくり</b> .....	<b>58</b>
1 未来へ踏み出す若者応援.....	58
2 若者の社会的参加に向けた支援.....	59
3 出会いや結婚への支援.....	60

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で暮らせるまちづくり.....	61
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	61
2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援.....	62
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	63
4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	65
5 こども・若者の権利の尊重.....	66
6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	67
基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり.....	69
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	69
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	70
3 共働き・共育での推進.....	71
<b>第5章 計画の推進と進行管理.....</b>	<b>73</b>
1 計画の推進体制.....	73
2 計画の進行管理.....	73

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景

全国的に人口減少や少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、子どもが安心して過ごせる居場所づくりや子育ての孤立化への対応、子どもの虐待や貧困への対策など、様々な課題への対応が求められています。

このため、南小国町において、子どもの健やかな育ちと子育て当事者を社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「南小国町こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

## 2 国・熊本県の動向

### (1) 国の動向

令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担っています。同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

#### こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

#### こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一緒にとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画  
次世代育成支援行動計画

#### こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」などもあわせて閣議決定されました。

令和7年6月には、令和7年度に実施する具体的な施策をまとめた「こどもまんなか実行計画2025」が決定されています。

### こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

資料1-3

**概要**

○こども基本法において、以下が規定されている。  
・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

**第1 はじめに**

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」  
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会  
(こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載)  
↓  
全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

内閣総理大臣より諮詢  
→ こども政策推進会議  
(こども大綱の案の作成主体)  
→ こども家庭審議会  
内閣総理大臣へ答申

**第2 こども施策に関する基本的な方針**

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る  
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく  
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する  
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする  
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望の形成と実現を阻む躓路(あいろ)の打破に取り組む  
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

**第3 こども施策に関する重要事項**

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。  
1 ライフステージを通した重要事項  
2 ライフステージ別の重要事項  
(子どもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期・青年期)  
3 子育て当事者への支援に関する重要事項

**第4 こども施策を推進するため必要な事項**

1 こども・若者の社会参画・意見反映  
2 こども施策の共通の基盤となる取組  
3 施策の推進体制等

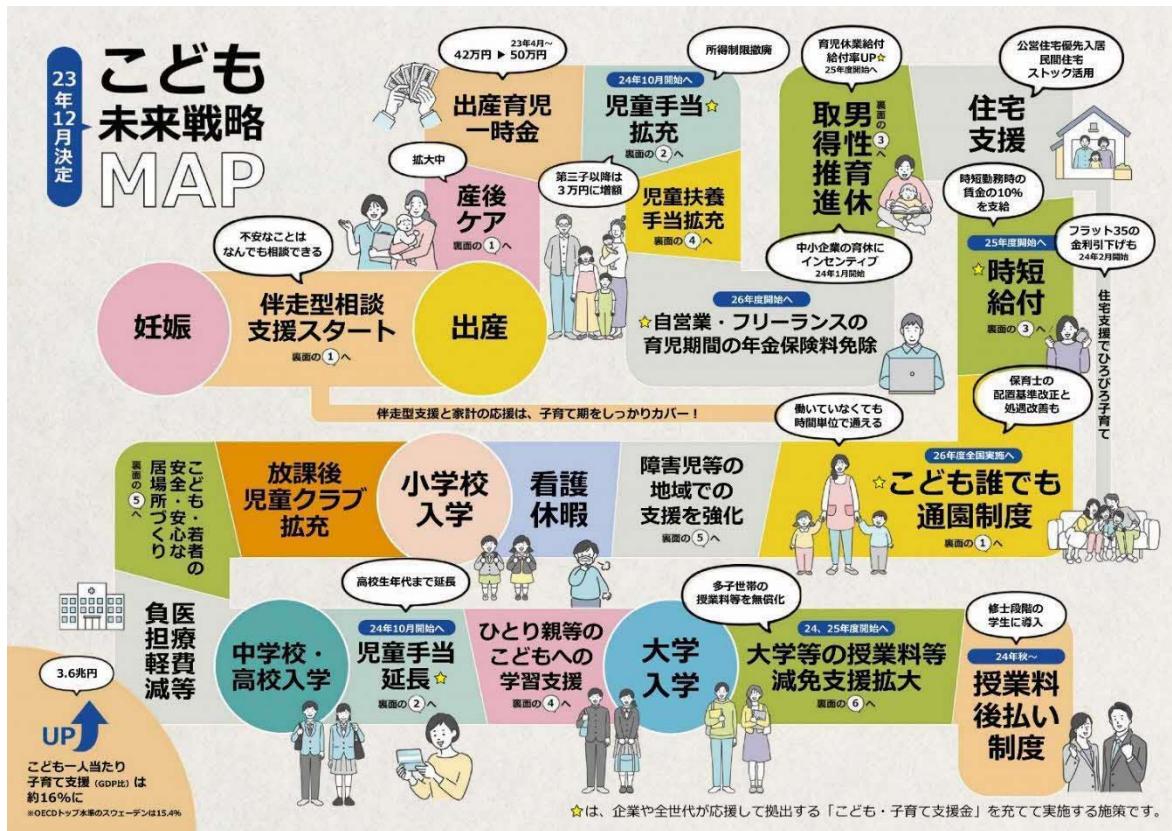
### 【こどもまんなか実行計画2025 概要】

○こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画。

○実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。

(1) 困難に直面することのこども・若者への支援  
(2) 未来を担うことのこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進  
(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

## 【「子ども未来戦略」概要】



## 【「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」概要】



## (2) 熊本県の動向

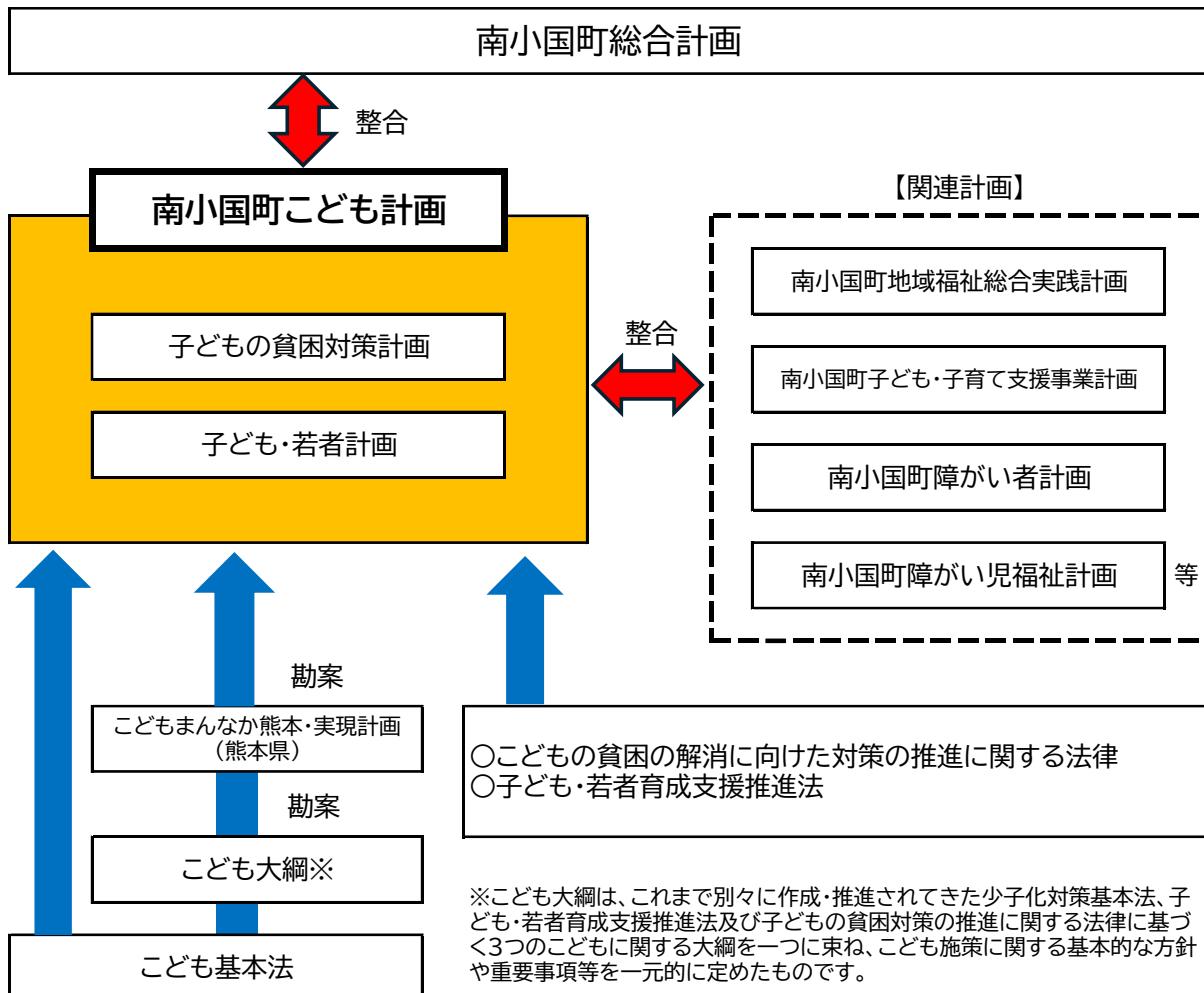
熊本県では、令和5年度に実施した県民アンケートや子ども・若者等とのグループインタビューに加えて、9月に中間整理を挟みつつ、子ども未来創造会議やパブリックコメント等において、子ども・若者や子育て世代、子育ての現場に携わる関係者等の意見を聴取するとともに、県庁内の若手職員を「子どもまんなか応援団」として当事者目線での意見を聴取したほか、知事が経済界・労働界と「子どもまんなか熊本」の実現に向けて意見交換を行い、5回にわたる熊本県子ども・子育て会議での審議、3回にわたる「子どもまんなか熊本」推進本部での議論を経て、3月に「子どもまんなか熊本・実現計画」を策定しました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、国のことども大綱やことども基本法を勘案し、ことどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画及び子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、ことども施策を総合的に推進するものです。

また、本町の上位計画である「南小国町総合計画」をはじめ、その他の関連計画との整合性を図りながら進めています。

## 【他計画等との関連】



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

本計画の最終年度となる令和11年度に見直しを行い、令和6年度に策定した「第3期南小国町子ども・子育て支援事業計画」との整理・統合を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
子ども・子育て支援事業計画					第3期計画					
こども計画				第1期計画						第2期こども計画 (子ども・子育て支援事業計画を含む)

## 5 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策の一部については40歳未満）の者とします。

本計画においては、平仮名表記の「こども」を使用することとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞などについては、平仮名表記以外を用いています。

## 6 計画の策定体制と方法

### （1）南小国町子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本町におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「南小国町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

期 日	主な内容
令和7年 10月 10日	・南小国町こども計画の策定について ・南小国町こども計画骨子案について
令和7年 12月 19日	・南小国町こども計画素案について
令和8年 ●月 ●日	・パブリックコメントの実施結果について ・南小国町こども計画（最終案）について

### （2）アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため以下のアンケート調査を実施しました。

調査種類	対象者	調査実施時期
子どもの生活状況調査（小学生票）	小学5年生・6年生の児童	令和7年 10月
子どもの生活状況調査（中学生票）	中学1年生から3年生までの生徒	令和7年 10月
子どもの生活状況調査（保護者票）	小学5年生から中学3年生までの保護者	令和7年 10月
こども・若者の意識と生活に関する調査	高校生から39歳までの町民	令和7年 10月

### (3) ワークショップ

本計画に、子どもの意見を聴取し反映させるため、令和7年10月21日に中学3年生、10月31日に小学5年生及び6年生を対象としたワークショップを開催しました。

### (4) こども・若者向けパブリックコメントの実施

計画案に対し、広く子ども・若者の意見を聴取・反映することを目的に、本町の小学5年生から中学3年生までを対象に、令和●年●月●日から●月●日までこども・若者向けパブリックコメントを実施しました。

### (5) 住民向けパブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和●年●月●日から●月●日までパブリックコメントを実施しました。

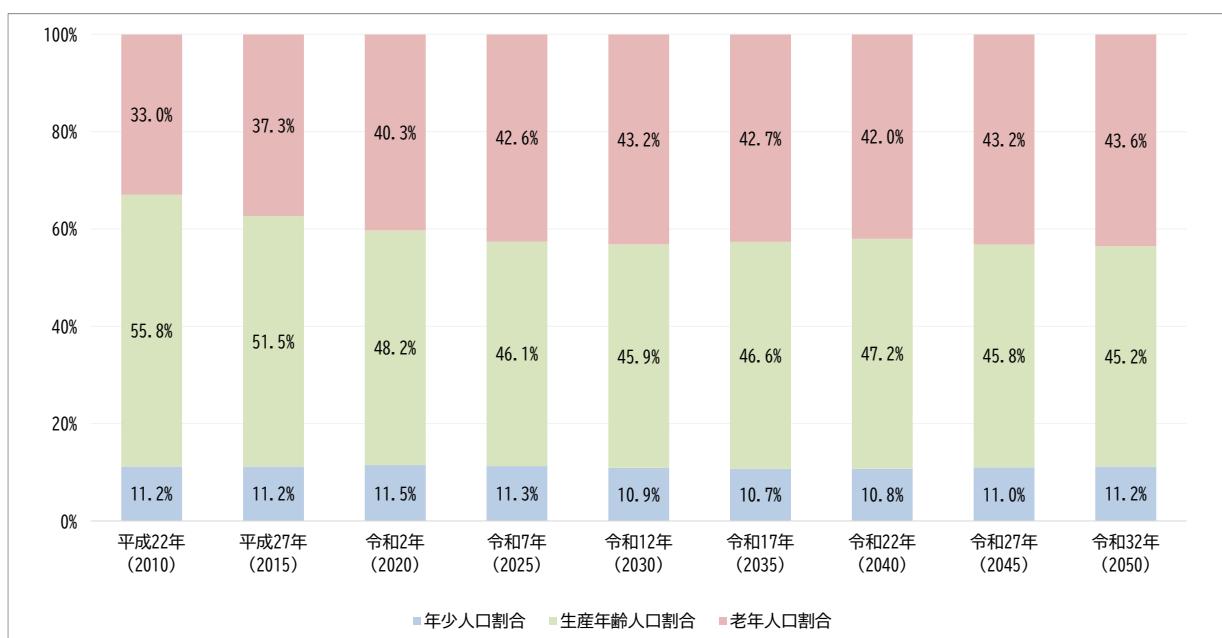
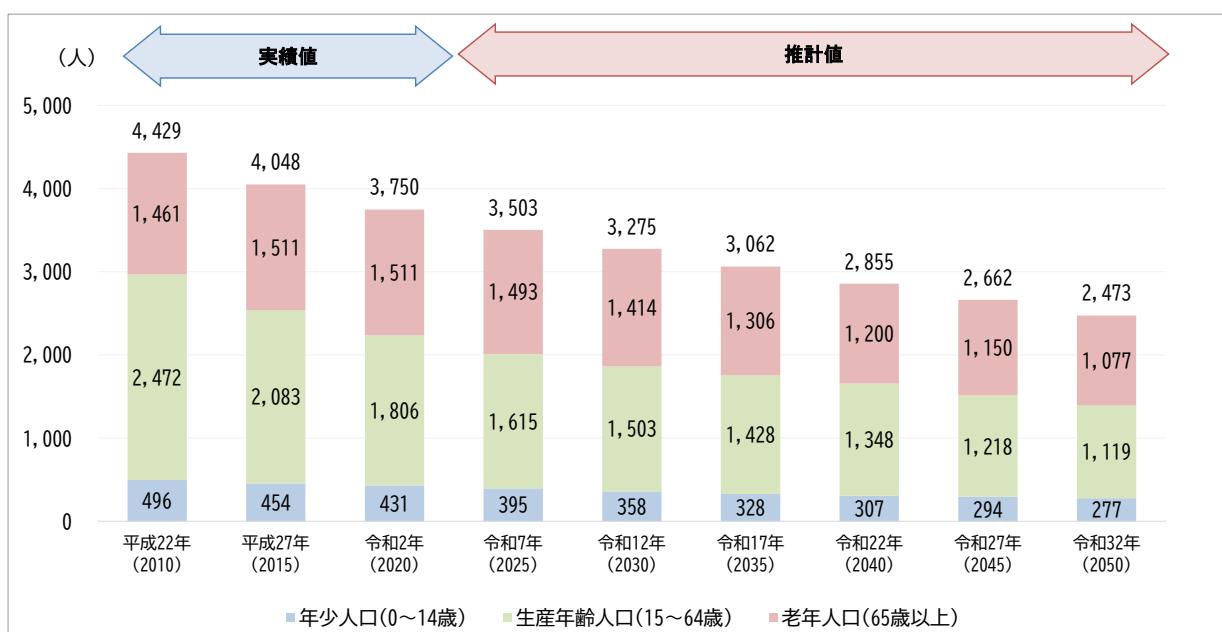
## 第2章 こども・若者を取り巻く状況

### 1 統計からみる南小国町の現状

#### (1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成 22 年の 4,429 人が令和 2 年には 3,750 人となり、679 人の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後総人口は減少する予測となっており、令和 32 年の総人口は 2,473 人、年少人口（0～14 歳）は 277 人、総人口に占める年少人口割合は 11.2%となる見込みとなっています。

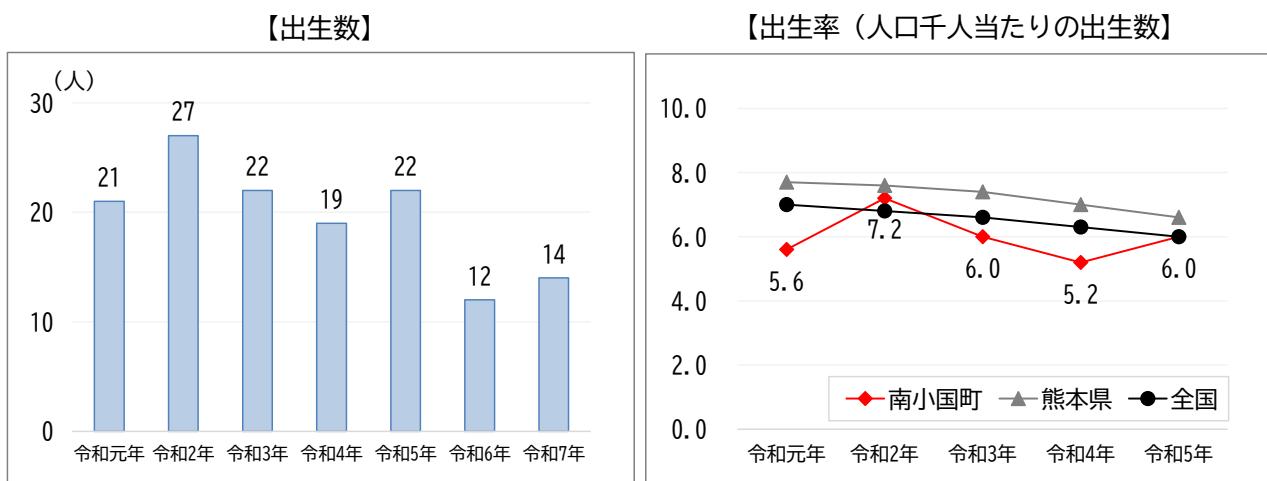


出典：国勢調査（平成 22 年～令和 2 年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和 7 年～令和 32 年）

## (2) 出生数、出生率の推移

出生数は近年減少傾向となっており、令和7年は14人となる見込みです。

出生率(人口千人当たり出生数)は、おおむね全国平均、熊本県平均を下回って推移しています。

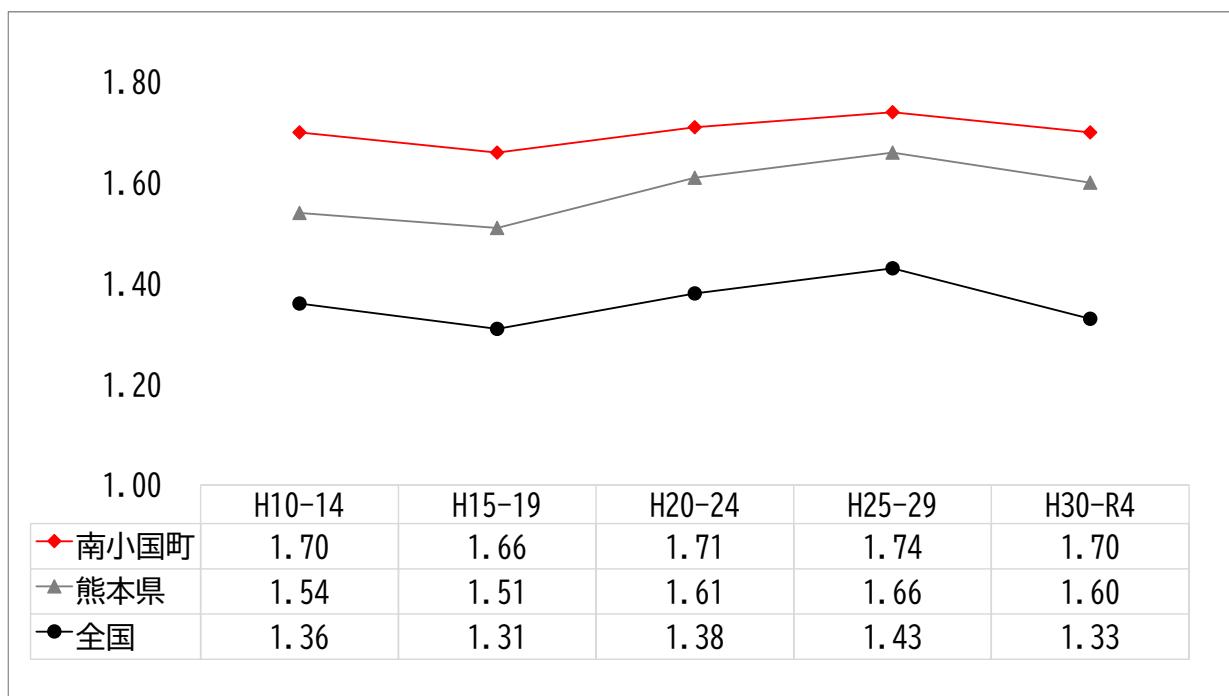


出典：熊本県人口動態調査（令和元年～令和5年）、町民課（令和6年・令和7年）※令和7年は見込み

## (3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

平成30年から令和4年までの合計特殊出生率は1.70で、全国平均、熊本県平均より高くなっています。



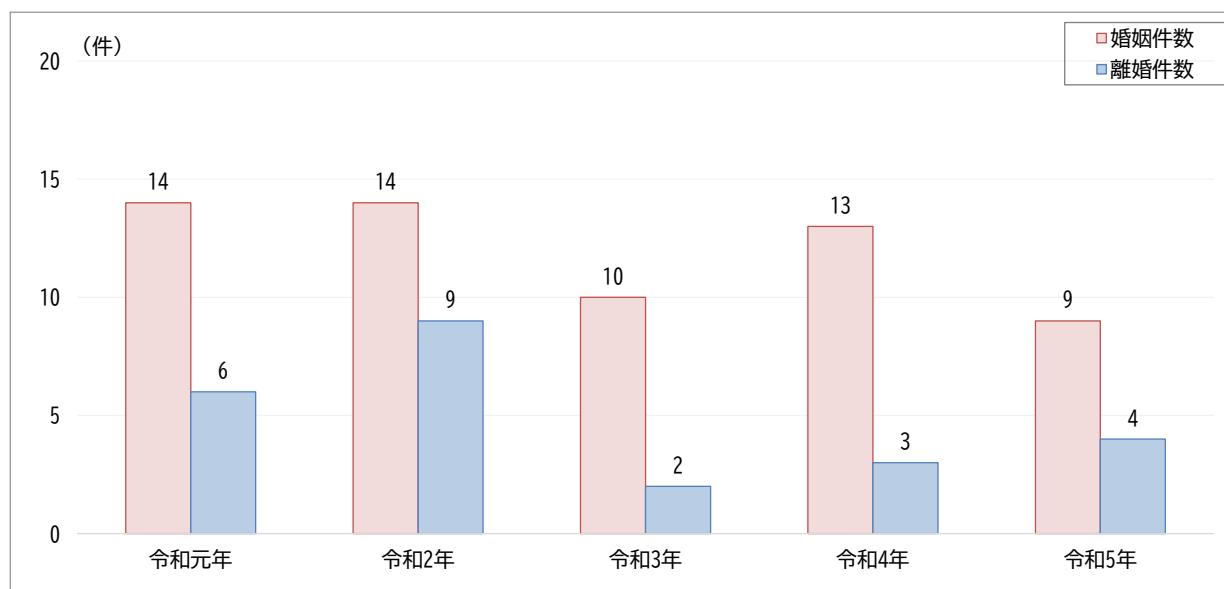
出典：人口動態保健所・市区町村別統計

#### (4) 婚姻等に関する状況

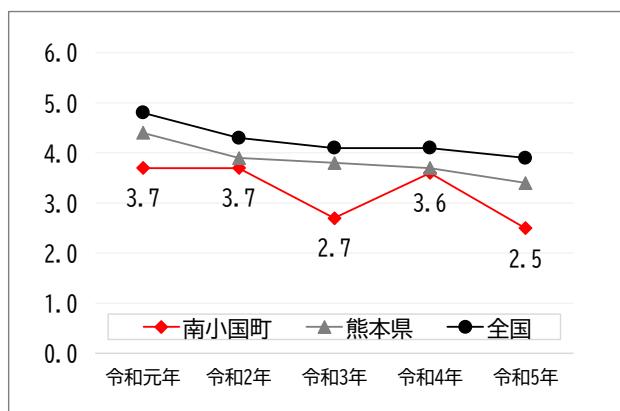
##### ① 婚姻・離婚件数、婚姻率、離婚率の推移

令和5年の婚姻件数は9件、離婚件数は4件となっています。

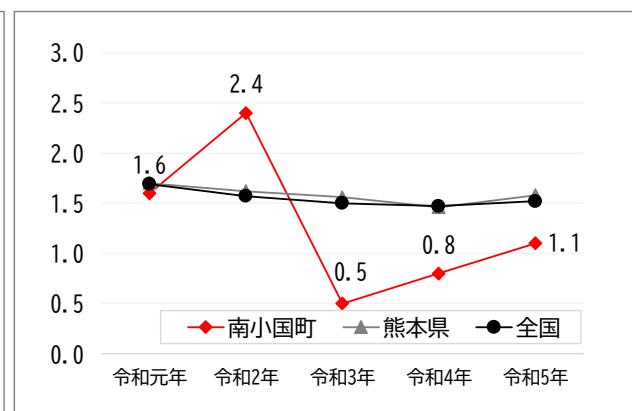
令和5年の婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)及び離婚率(人口千人当たりの離婚件数)は、いずれも全国平均熊本県平均を下回っています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



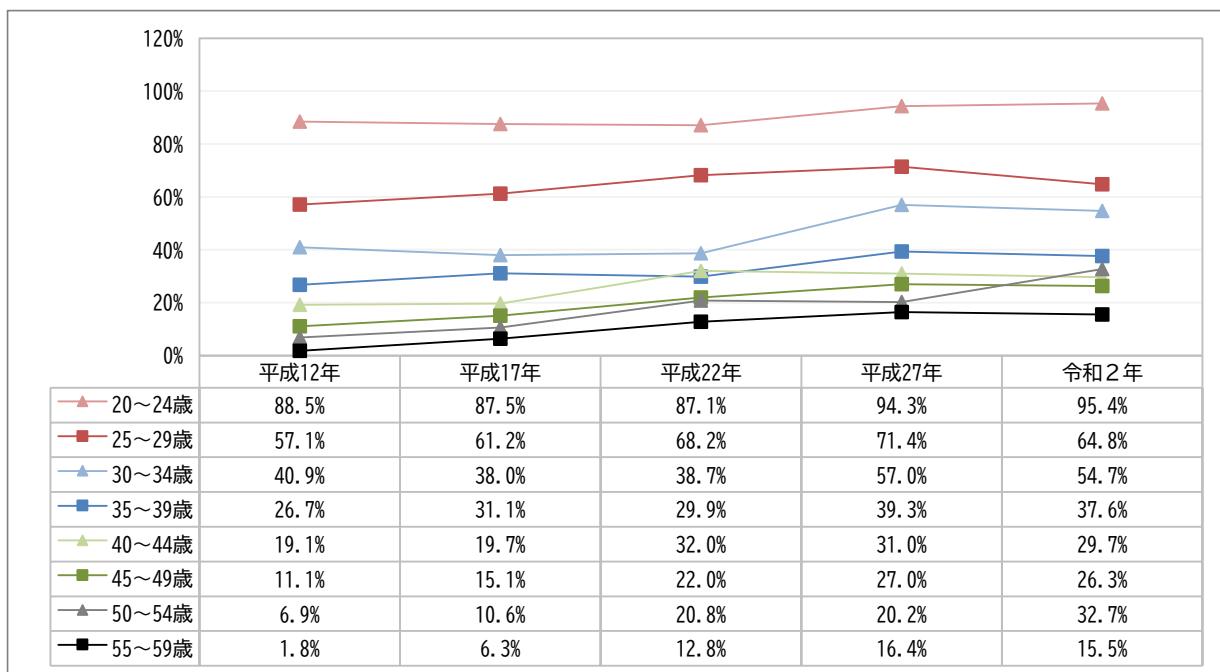
出典：熊本県人口動態調査

## ② 未婚率の推移

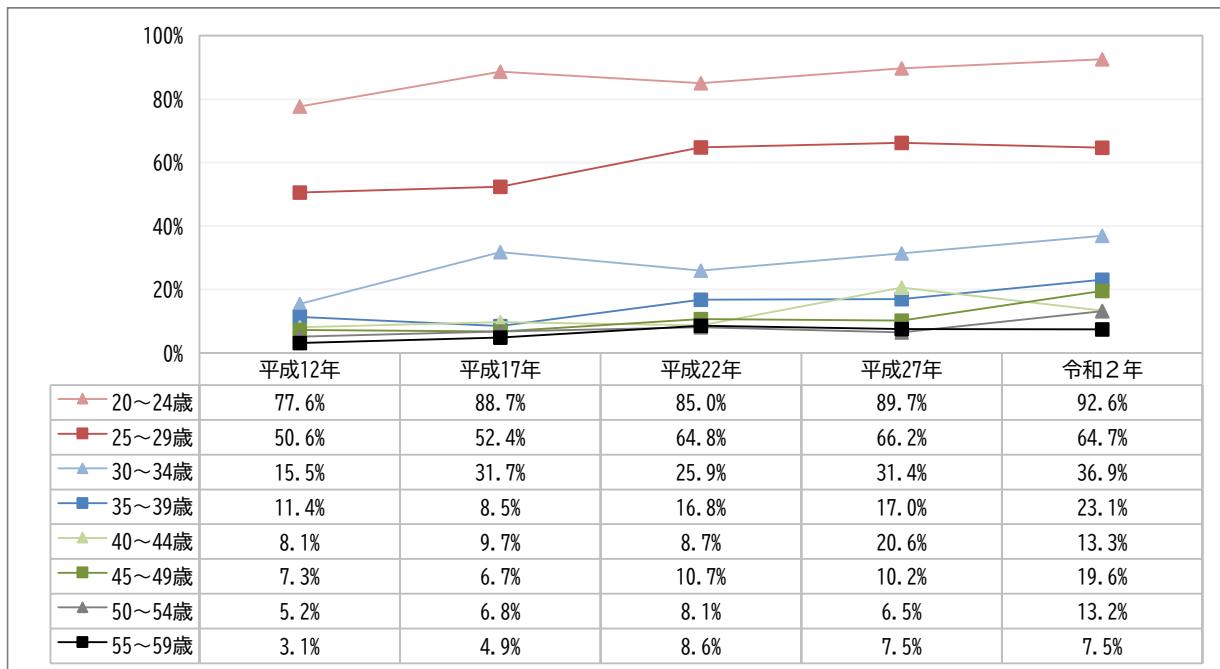
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、20～24歳、50～54歳で増加しています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、25～29歳、40～44歳以外で増加しています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

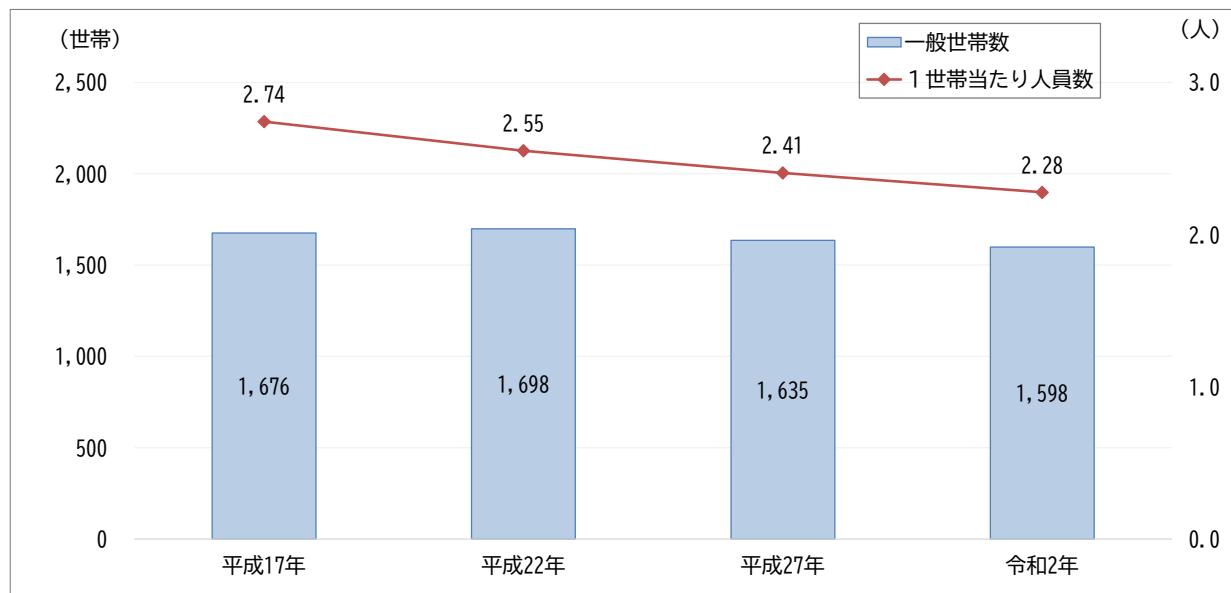


出典：国勢調査

## (5) 世帯の状況

### ① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年的一般世帯数は1,598世帯、1世帯当たり人員数は2.28人となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向で推移しています。

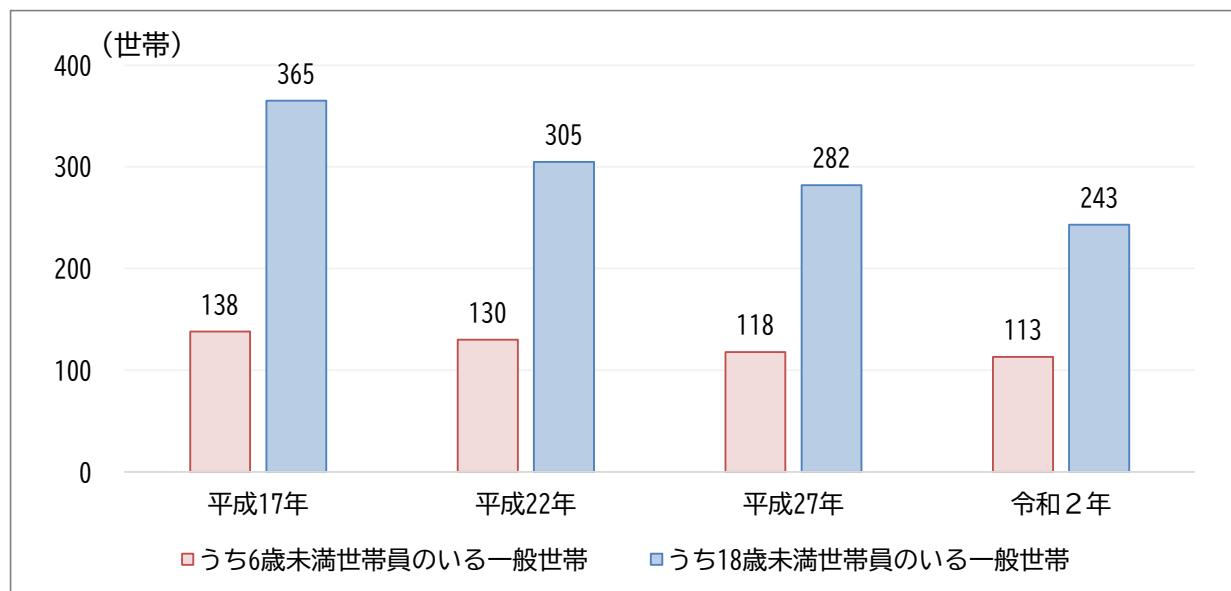


出典：国勢調査

### ② 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

#### ア) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数は113世帯、18歳未満の子どものいる世帯数は243世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

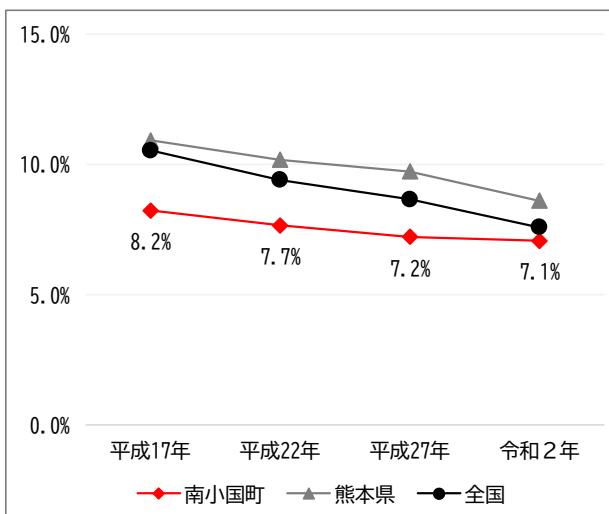


出典：国勢調査

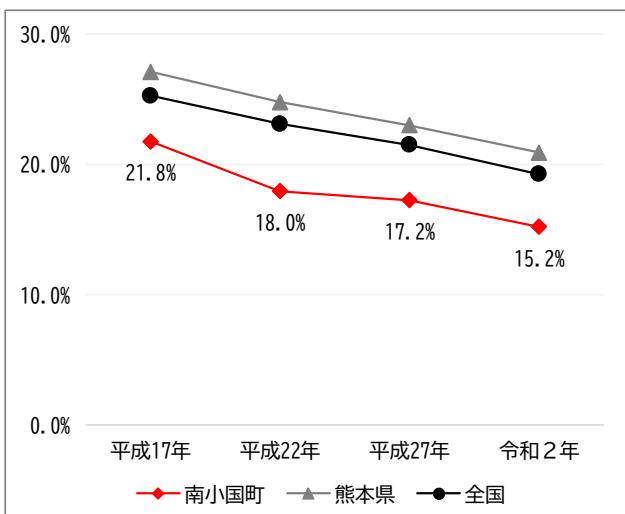
### イ) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は7.1%、18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は15.2%で、いずれも全国平均、熊本県平均を下回っています。

【6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



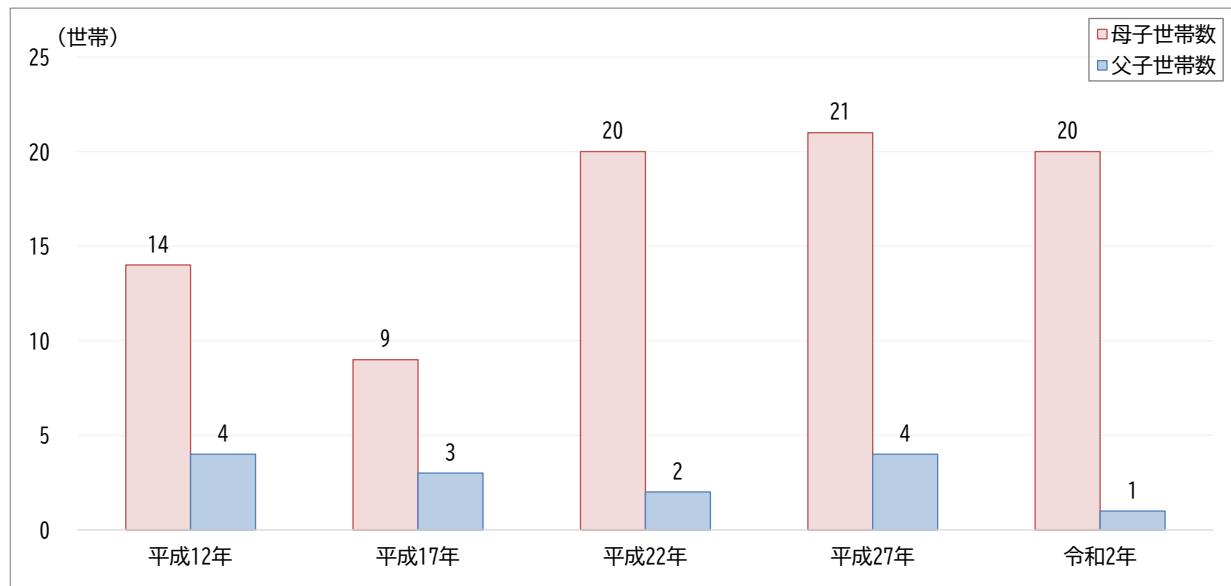
【18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

### ③ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は20世帯、父子世帯数は1世帯となっています。



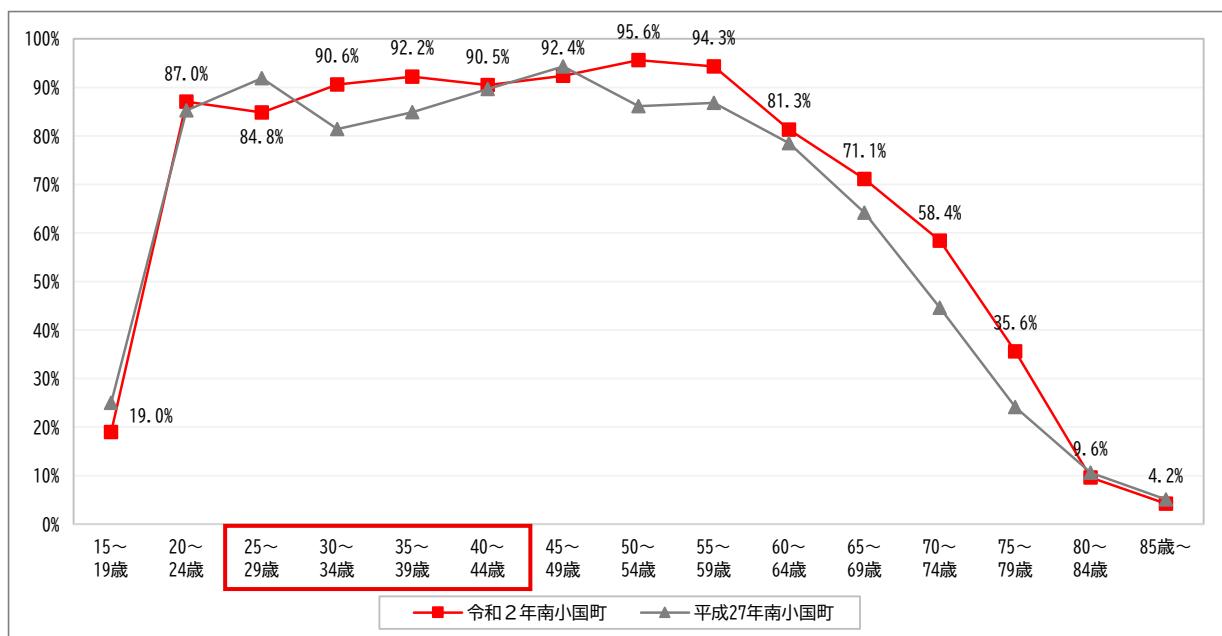
出典：国勢調査

## (6) 女性の労働力率

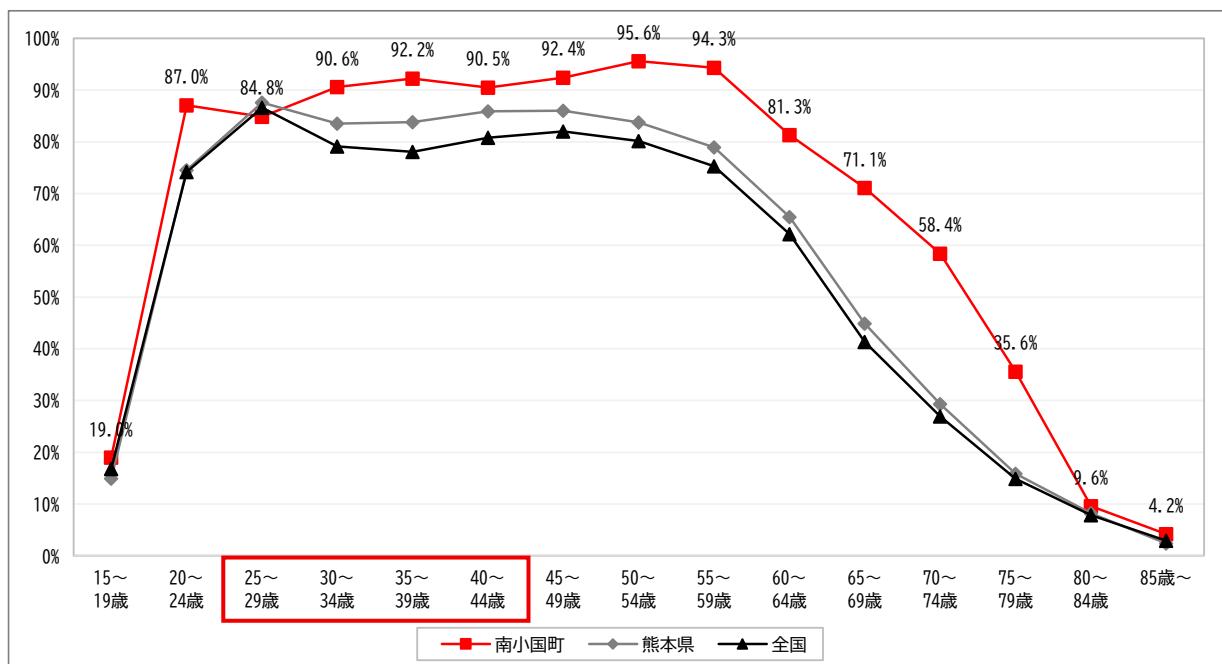
令和2年の本町の子育て世代の女性(25~44歳)の労働力率は、平成27年と比較すると、25~29歳を除いた年代で上回っています。

令和2年の本町の子育て世代の女性の労働力率を全国平均、熊本県平均と比較すると、25~29歳を除いた年代で上回っています。

【女性の労働力率（本町の令和2年と平成27年の比較）】



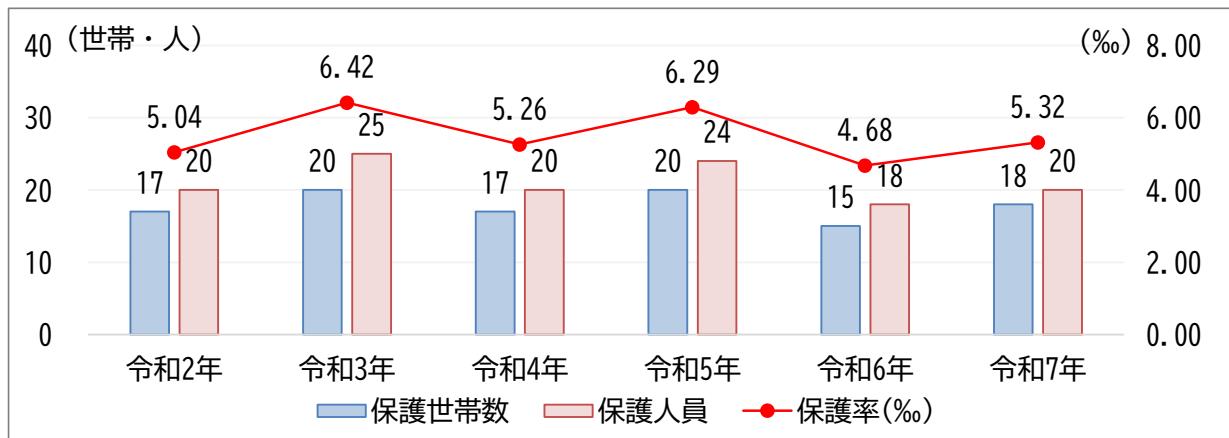
【女性の労働力率（令和2年の全国平均、熊本県平均との比較）】



出典：国勢調査

### (7) 生活保護の受給状況の推移

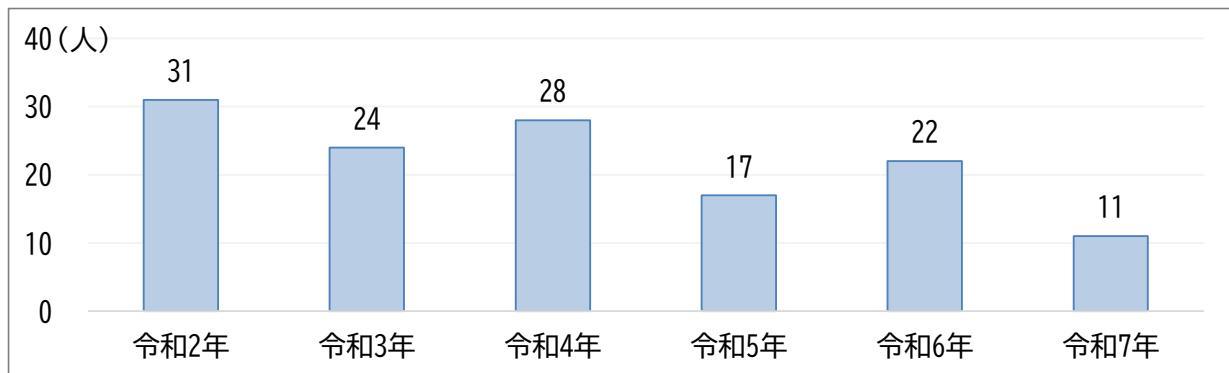
令和7年の生活保護受給世帯数は18世帯、受給人員数は20人、保護率は5.32%となっています。



出典：福祉課資料

### (8) 準要保護児童生徒数の推移

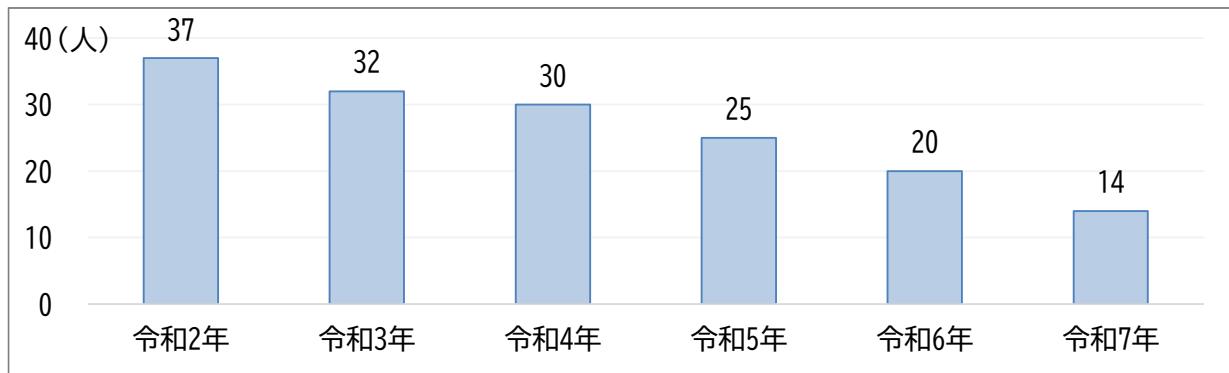
令和7年の準要保護児童生徒数は11人で、減少傾向で推移しています。



出典：教育委員会資料

### (9) 児童扶養手当受給者数の推移

令和7年の児童扶養手当受給者数は14人で、減少傾向で推移しています。



出典：福祉課資料

## 2 アンケート調査結果からみる南小国町の現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査種別・対象者・実施時期

調査種別	対象者	実施時期
ア) 就学前保護者調査	就学前保護者	
イ) 小学生保護者調査	小学生保護者	令和6年2月
ウ) 子どもの生活状況調査（小・中学生票）	小学5年生～中学3年生の児童・生徒	
エ) 子どもの生活状況調査（保護者票）	小学5年生～中学3年生の保護者	令和7年10月
オ) こども・若者の意識と生活に関する調査	高校生から39歳までの町民	

#### ② 調査方法

- ア)、イ)は学校や園を通じた配布回収及び郵送による配布回収  
 ウ)は学校を通じた配布、インターネットによる回収  
 エ)は学校を通じた配布、学校及びインターネットによる回収  
 オ)は郵送による配布、郵送及びインターネットによる回収

#### ③ 配布回収の状況

調査種別	配布数	回収数	回収率
ア) 就学前保護者調査	100件	73件	73.0%
イ) 小学生保護者調査	100件	85件	85.0%
ウ) 子どもの生活状況調査（小・中学生票）	145件	134件	92.4%
エ) 子どもの生活状況調査（保護者票）	109件	78件	71.6%
オ) こども・若者の意識と生活に関する調査	795件	233件	29.3%

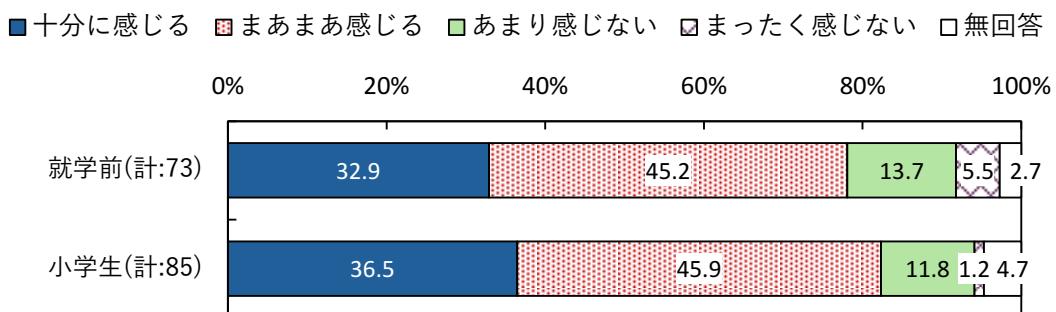
#### ④ 調査結果の見方

- ・図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているので、合計が100%にならない場合があります。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

## (2) 就学前保護者、小学生保護者調査の主な結果

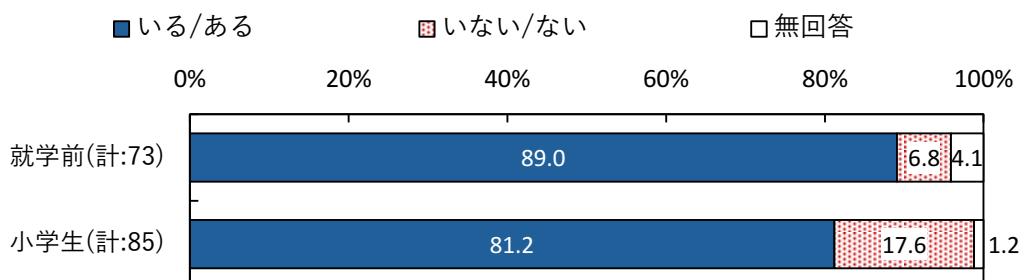
### ① 子育てが地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じるか

子育てが地域の人や友人・知人、もしくは社会で支えられていると感じるかについては、約8割の人が「十分に感じる」「まあまあ感じる」と回答しています。



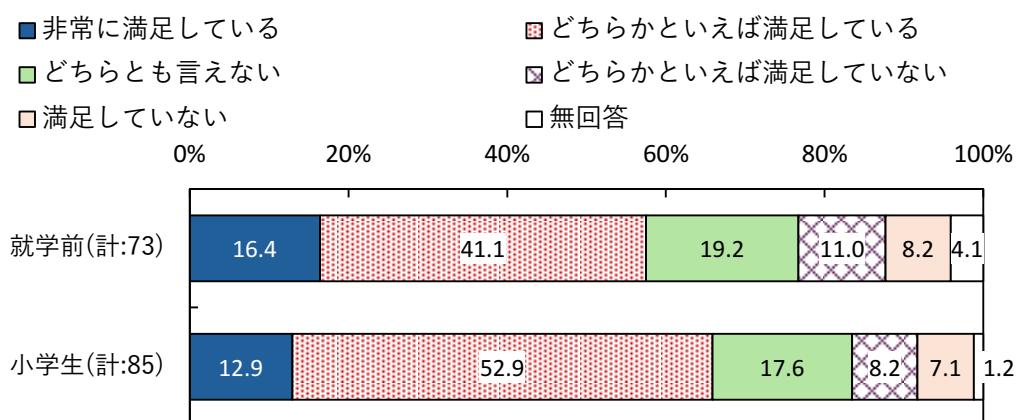
### ② 子育て等について気軽に相談できる人や場所の有無

子育て等について気軽に相談できる人や場所の有無については、「いない/ない」と回答した人の割合が就学前保護者で 6.8%、小学生保護者で 17.6%となっています。



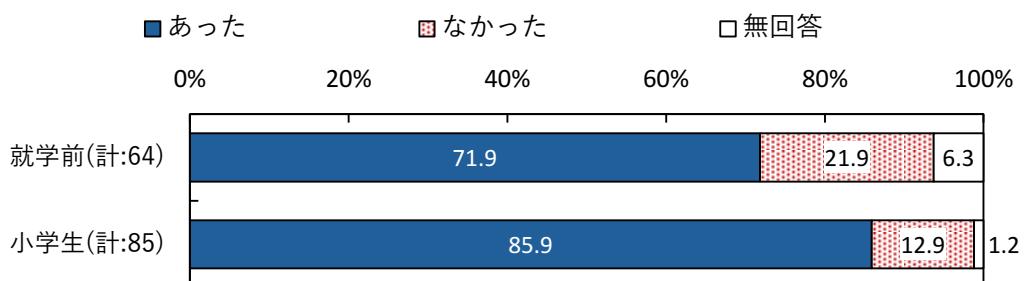
### ③ 子育ての環境や支援についての満足度

子育ての環境や支援についての満足度については、「非常に満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した満足派は、就学前保護者で 57.5%、小学生保護者で 65.8%となっています。



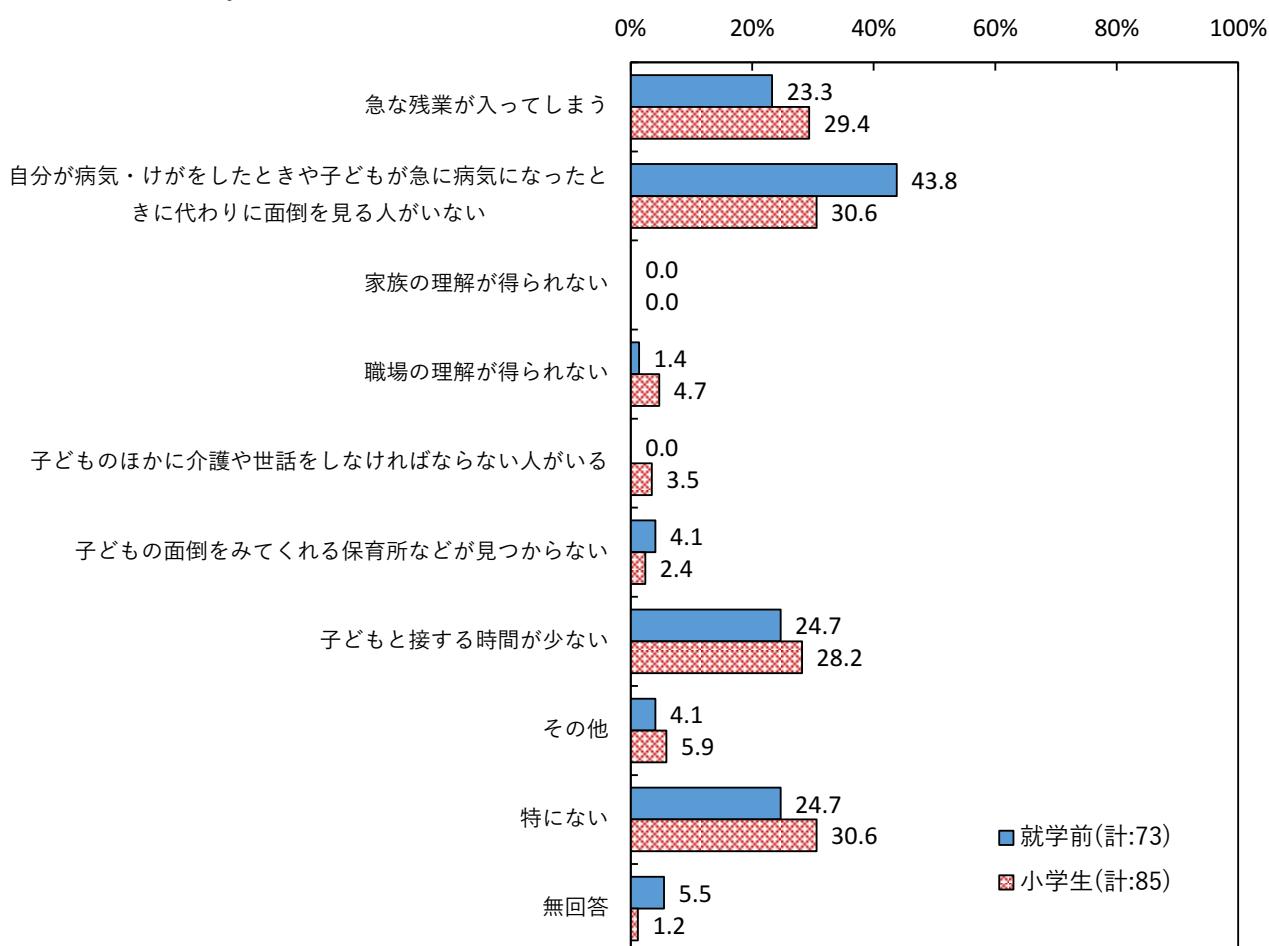
#### ④ こどもの病気やケガで保育等の事業が利用できなかった経験

過去1年間で子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験があるかをたずねたところ、就学前保護者の71.9%、小学生保護者の85.9%が「あった」と回答しています。



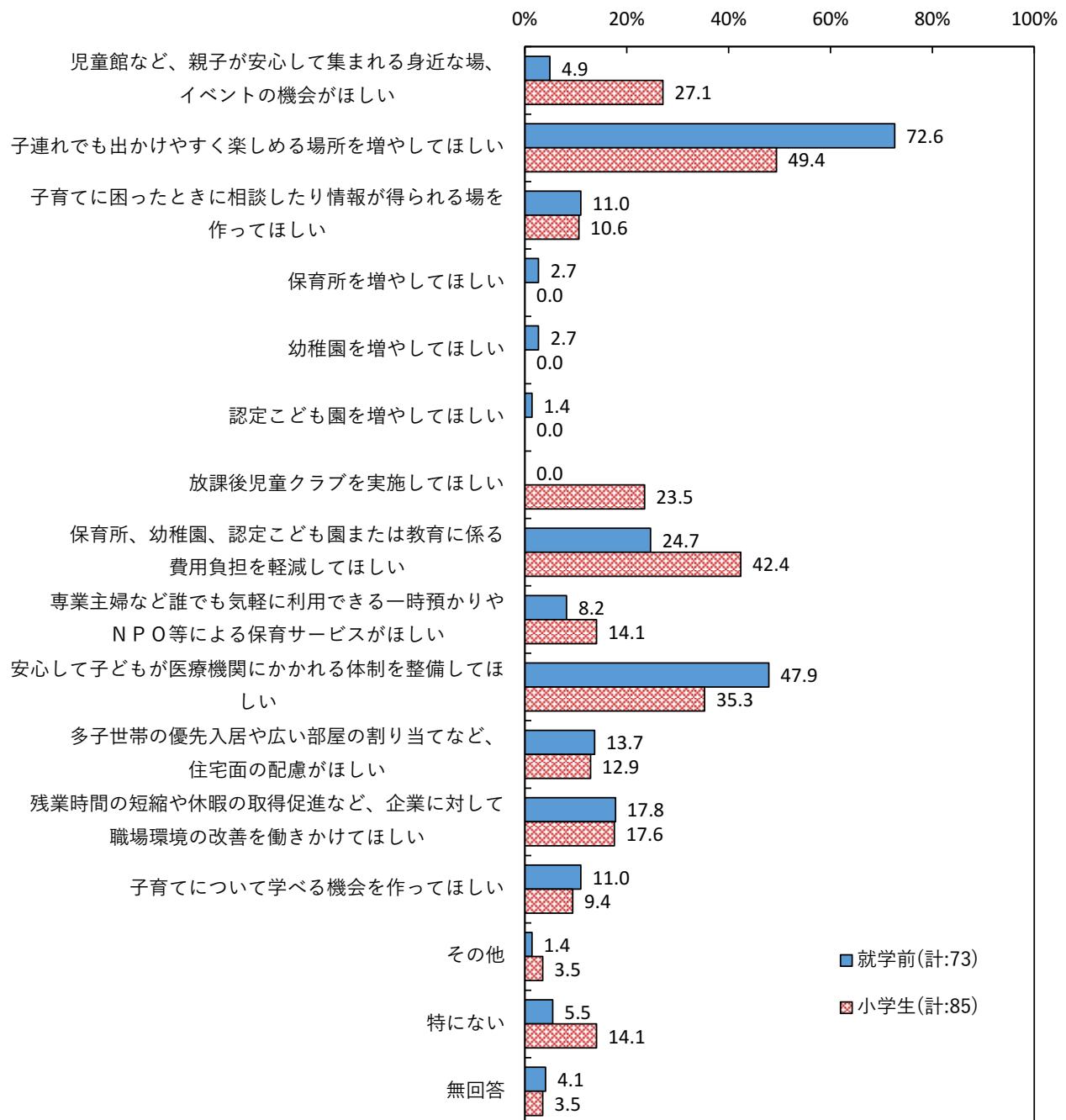
#### ⑤ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、「急な残業が入ってしまう」や「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒を見る人がいない」といった仕事時間を優先せざるを得ないことに対する回答や、「子どもと接する時間が少ない」といった、家事(育児)時間が十分でないことに対する回答が多くなっています。



## ⑥ 充実してほしい子育て支援

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」といった回答が多くなっており、さらに小学生保護者では「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」、「教育に係る費用負担を軽減してほしい」といった回答が、就学前保護者と比較して多くなっています。

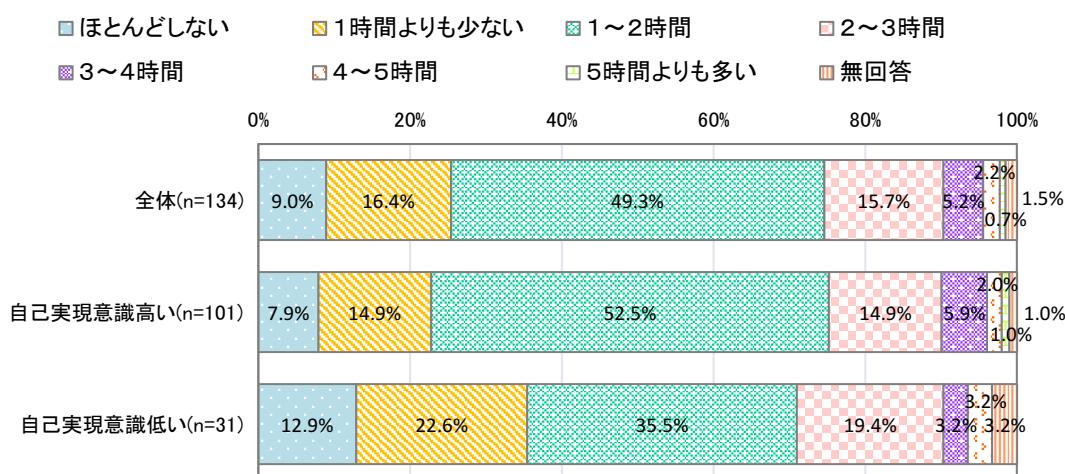


### (3) 小中学生調査の主な結果

※「将来のためにも、今、スポーツ・特技を頑張りたいと思うか」の設問について、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の回答者を「自己実現意識高い」に分類し、それ以外の回答者を「自己実現意識低い」に分類して掲載しています。

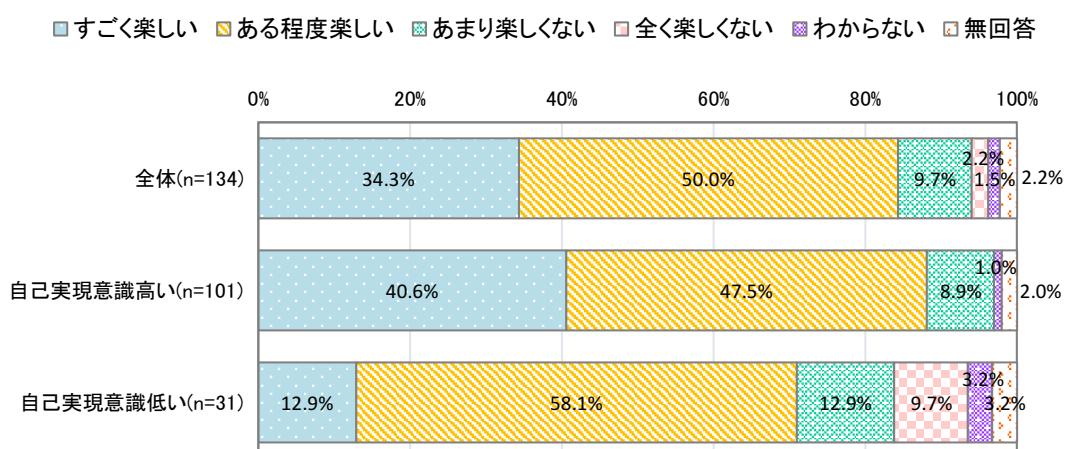
#### ① 学校以外の勉強時間

「自己実現意識高い」の「ほとんどしない」、「1時間よりも少ない」の合計が 22.8% で、「自己実現意識低い」と比較して 12.7 ポイント低くなっています。「自己実現意識高い」が学校以外の勉強時間が多い状況となっています。



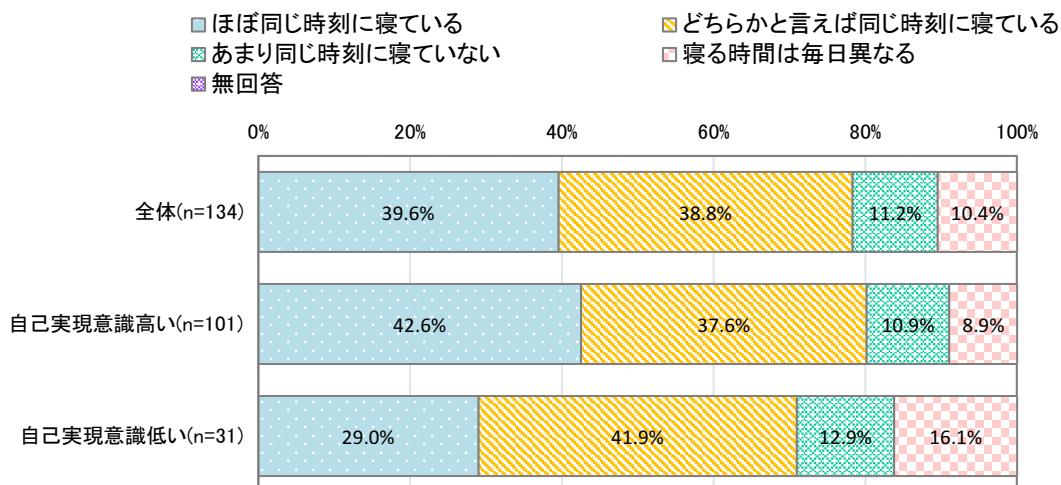
#### ② 学校は楽しいか

「自己実現意識高い」の「すごく楽しい」の割合が 40.6% で、「自己実現意識低い」と比較して 27.7 ポイント高くなっています。「自己実現意識低い」と比較し、「自己実現意識高い」がより「学校がすごく楽しい」と感じている状況となっています。



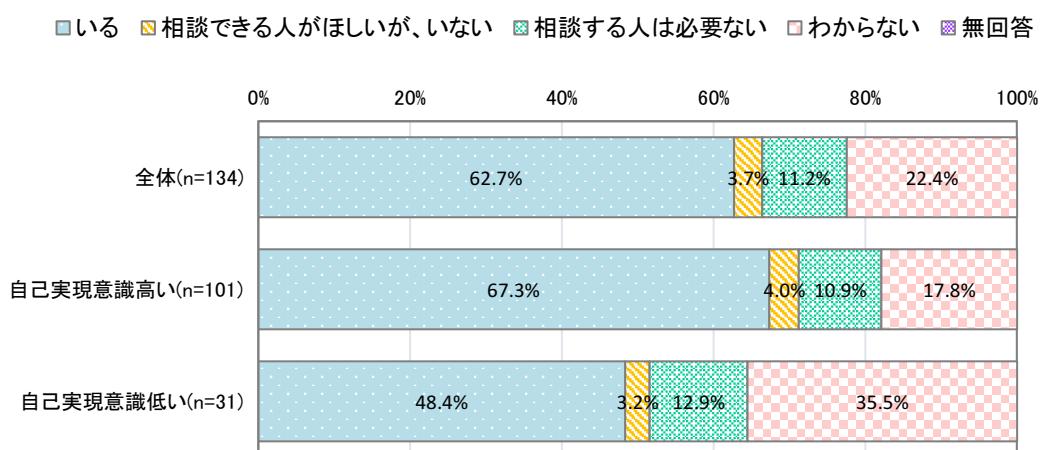
### ③ 平日、ほぼ同じ時刻に寝ているか

「自己実現意識高い」の「ほぼ同じ時刻に寝ている」の割合が42.6%で、「自己実現意識低い」と比較して13.6ポイント高くなっています。「自己実現意識低い」と比較し、「自己実現意識高い」が「ほぼ同じ時刻に寝ている」割合が高い状況となっています。



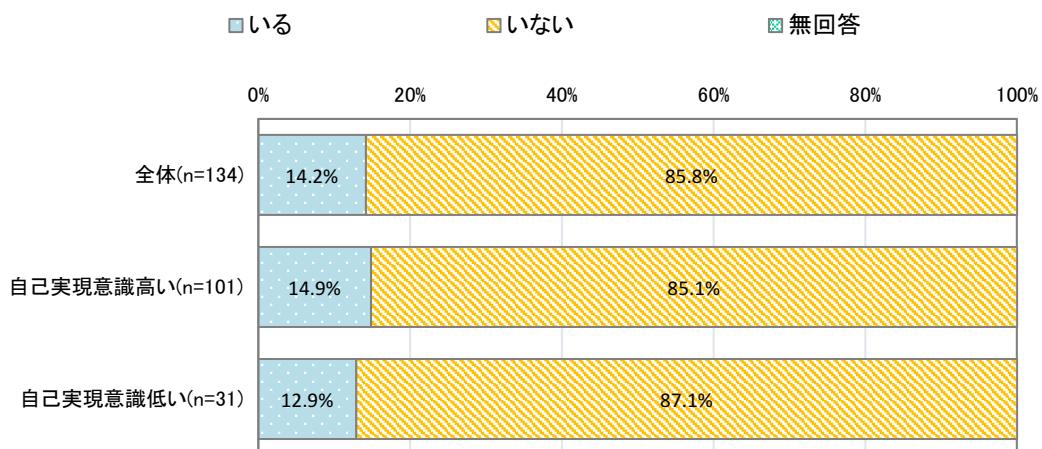
### ④ 悩みごとを相談できる相手の有無

「自己実現意識高い」の「いる」の割合が67.3%で、「自己実現意識低い」と比較して18.9ポイント高くなっています。「自己実現意識低い」と比較し、「自己実現意識高い」が「いる」割合が高い状況となっています。



## ⑤ 家族の中でお世話をしている人の有無

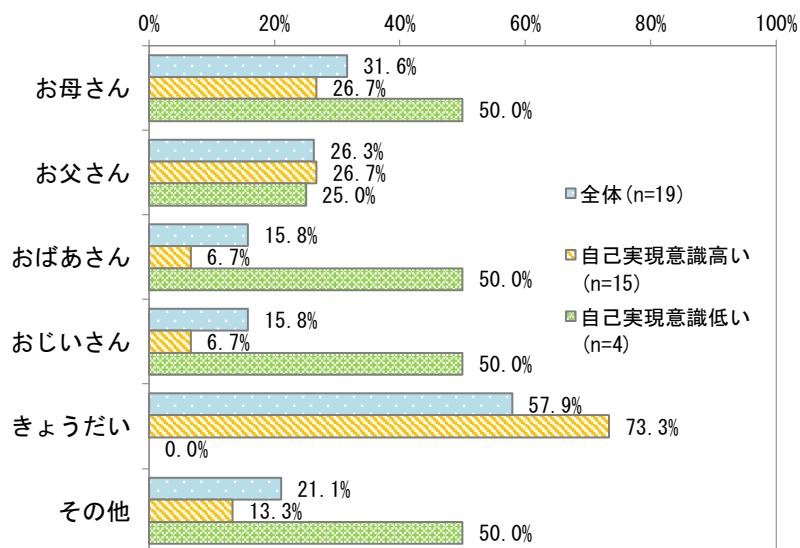
家族の中にお世話をしている人がいるかについては、「いる」14.2%、「いない」85.8%となっています。



※⑥～⑧は、お世話をしている人が「いる」と回答した児童生徒への質問

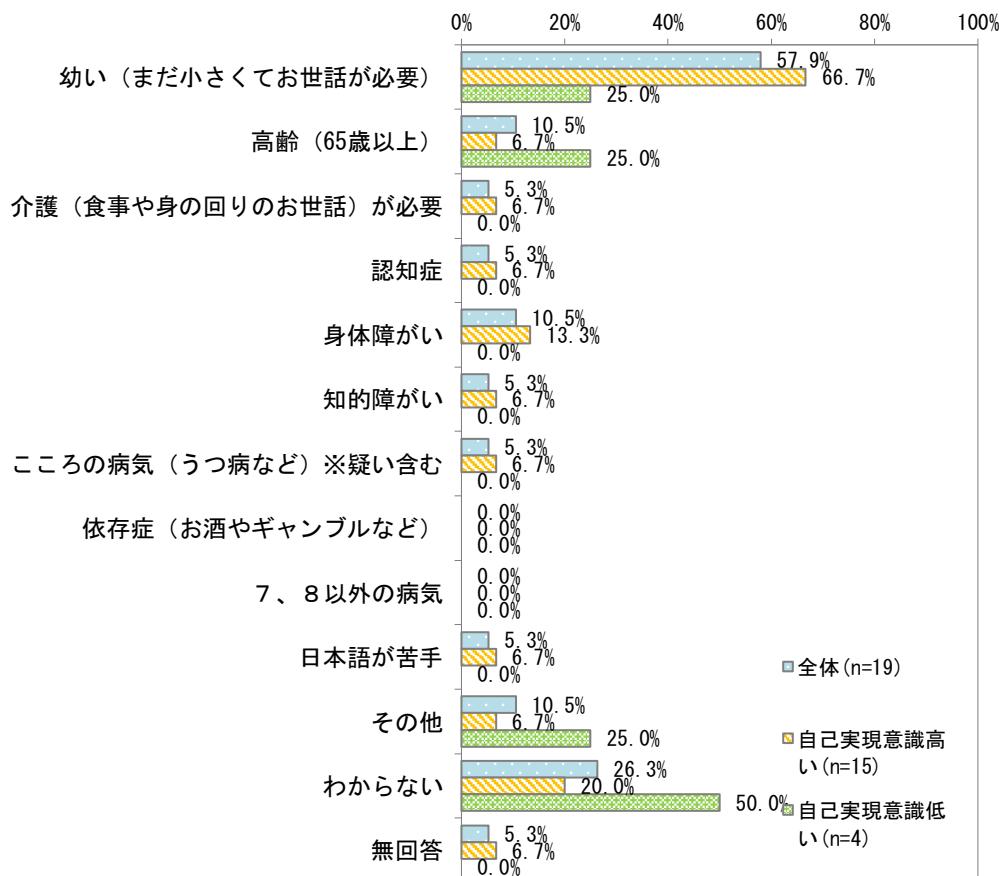
## ⑥ 誰のお世話をしているか

誰のお世話をしているかについては、「きょうだい」57.9%が最も高く、次いで「お母さん」31.6%、「お父さん」26.3%となっています。



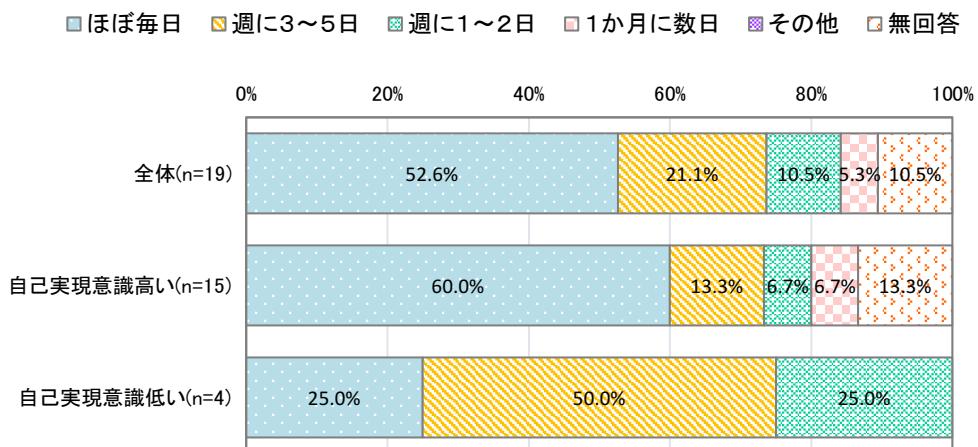
## ⑦ お世話をしている理由

どのような理由でお世話をしているかについては、「幼い（まだ小さくてお世話が必要）」57.9%が最も高く、次いで「わからない」26.3%、「高齢（65歳以上）」、「身体障がい」、「その他」がいずれも10.5%となっています。



## ⑧ お世話の頻度

どれくらいお世話をしているかについては、「ほぼ毎日」52.6%が最も高く、次いで「週に3~5日」21.1%、「週に1~2日」10.5%となっています。

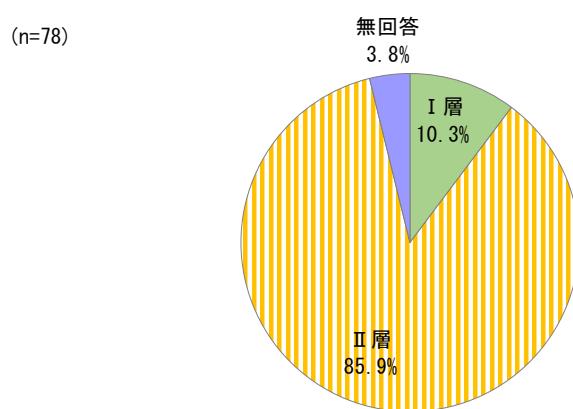


#### (4) 小中学生保護者調査の主な結果

※令和5年度に熊本県が実施した「令和5年熊本県子どもの生活に関する実態調査」において、内閣府の調査報告書の手法を参考に、調査の世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」(世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す)を算出しており、等価世帯収入の「中央値の2分の1」の額を貧困線(約162万円)としています。本調査において、同線を下回る層をI層(それ以外をII層)とし、分類して掲載しています。

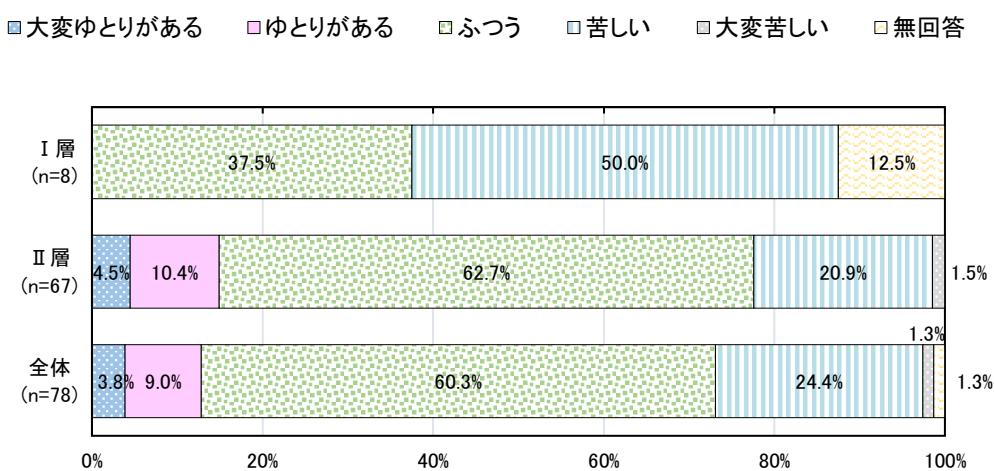
##### ① 貧困線を下回る世帯の割合

貧困線を下回るI層の割合は10.3%となっています。



##### ② 現在の暮らしの状況

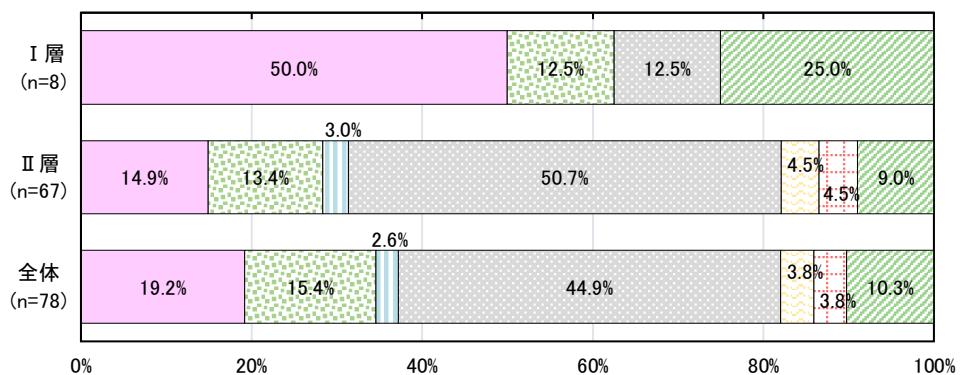
「苦しい」(「苦しい」と「大変苦しい」の合計)と回答した割合は、I層が50.0%で、II層と比較し29.1ポイント高くなっています。



### ③ お子さんをどの学校まで進学させたいと希望しているか

I層では、「高等学校」が50.0%で最も高くなっています。II層では、「大学」が50.7%で最も高くなっています。

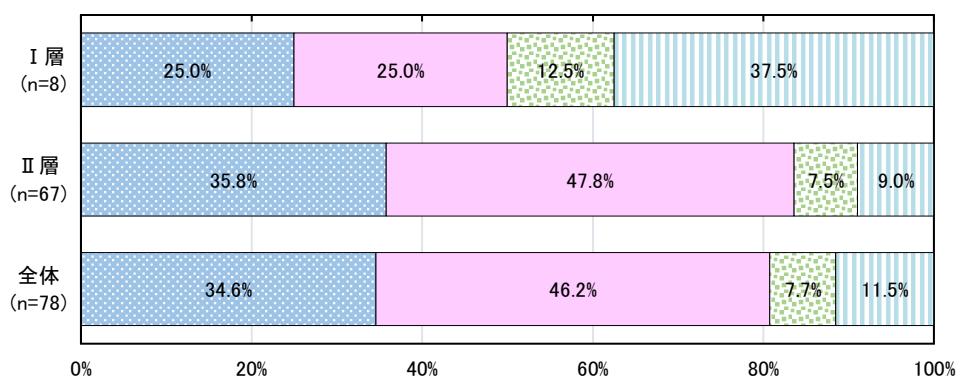
■中学校 ■高等学校 ■専門学校 ■短期大学 ■大学 ■大学院 ■その他 ■わからない ■無回答



### ④ 将来に対しての前向きな希望

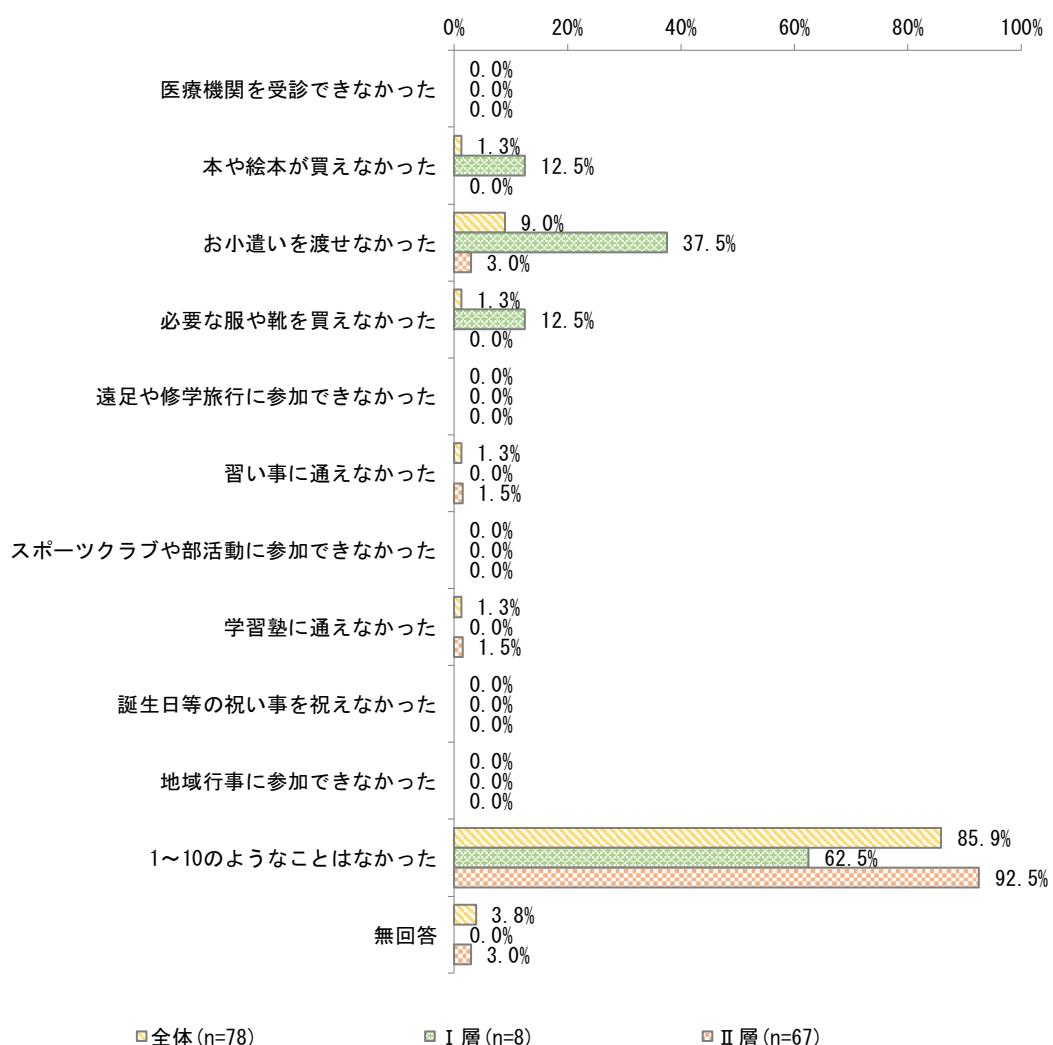
「持っている」と回答した割合は、I層が25.0%で、II層と比較し10.8ポイント低くなっています。

■持っている ■希望を持っている時もある、ない時もある ■希望が持てない ■わからない ■無回答



##### ⑤ 経済的理由で、お子さんが希望したにも関わらず次の経験をしたことがあるか

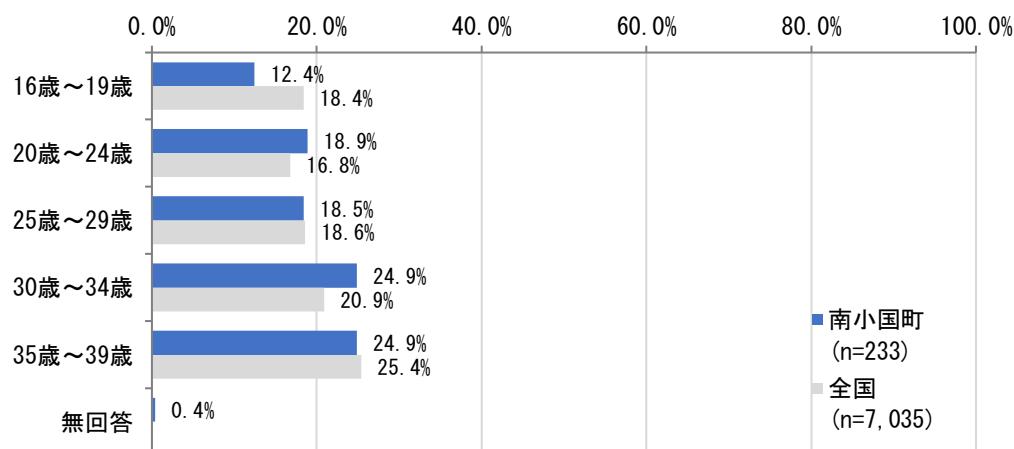
I層において、おむね全ての項目でII層と比較し高くなっています。また、I層において、「そのようなことはなかった」の割合は62.5%で、II層と比較して30ポイント低くなっています。



## (5) こども・若者調査の主な結果

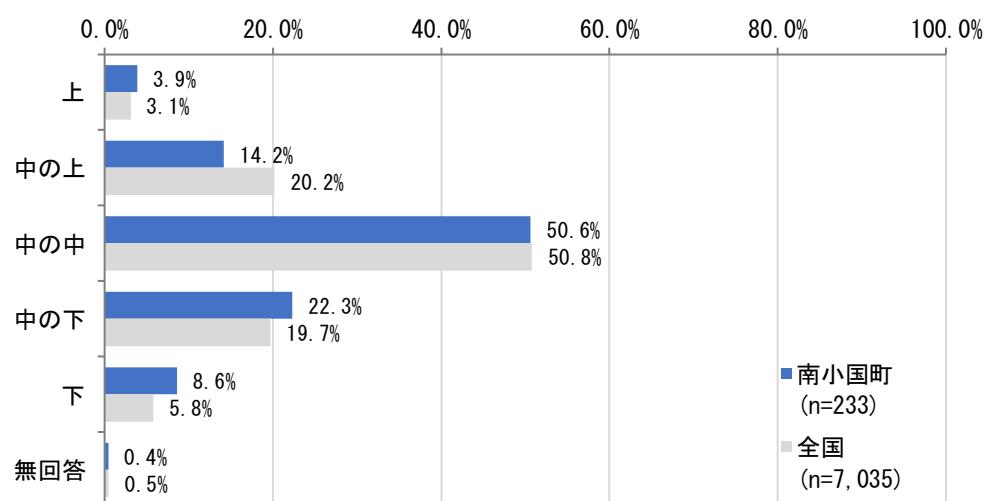
### ① 回答者の年齢

年齢については、「30歳～34歳」、「35歳～39歳」がいずれも24.9%で最も高く、次いで「20歳～24歳」18.9%、「25歳～29歳」18.5%となっています。



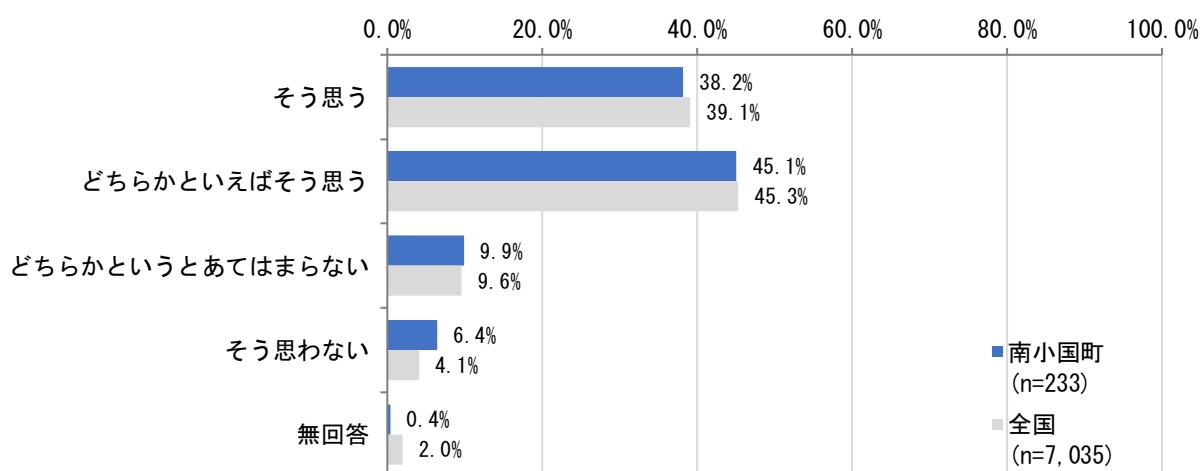
### ② 世間一般と比べた暮らし向き

暮らし向きが世間一般と比べてどうであるかについては、「上」、「中の上」と回答した割合の合計が18.1%で、全国結果と比較して5.2ポイント下回っています。



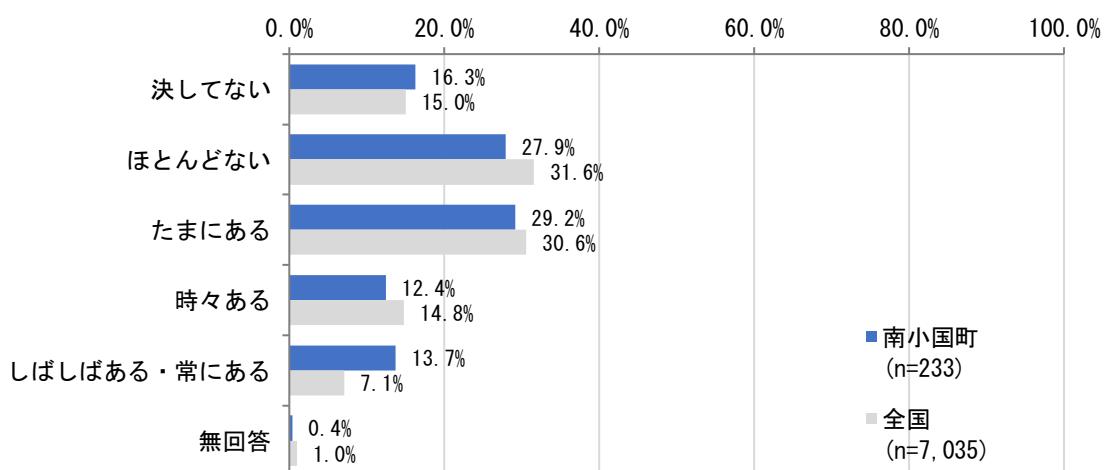
### ③ 現在の幸福度

現在自分が幸せであると感じているかについて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計が83.3%で、全国結果とほぼ同様となっています。



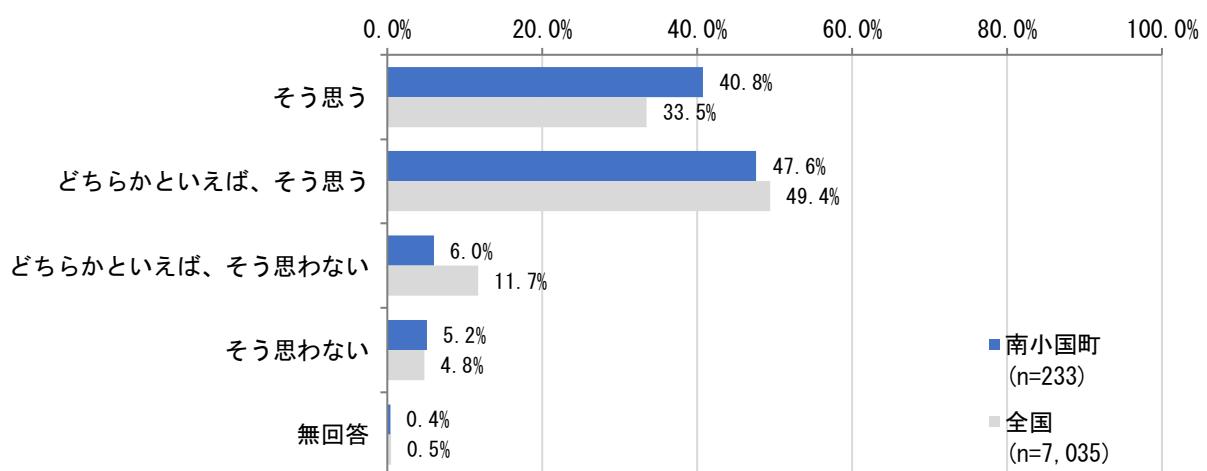
### ④ どの程度、孤独であると感じるか

どの程度、孤独であると感じることがあるかについて、「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した割合の合計が55.3%で、全国結果とほぼ同様となっています。



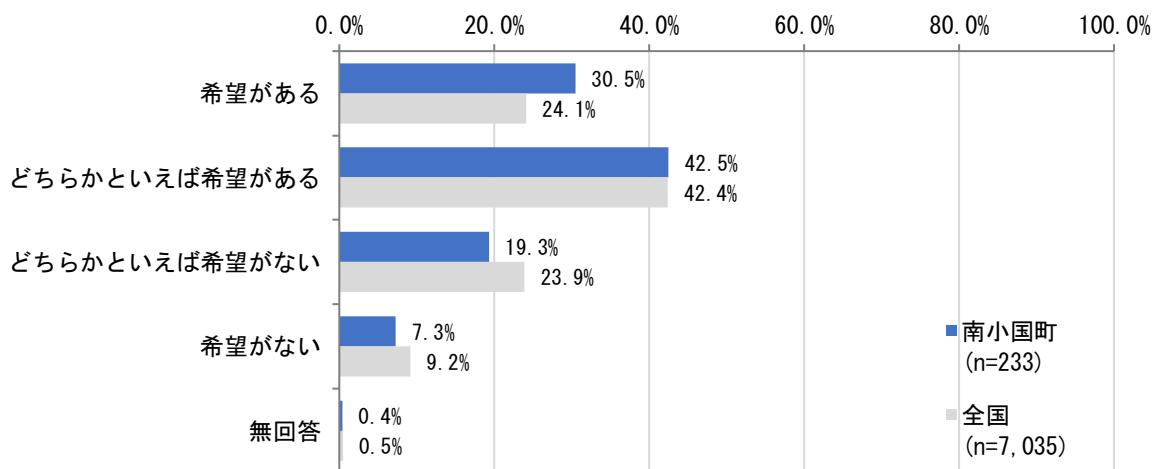
## ⑤ 社会のために役立つことをしたいと思うか

社会のために役立つことをしたいかについて、「そう思う」と回答した割合が40.8%で、全国結果を7.3ポイント上回っています。



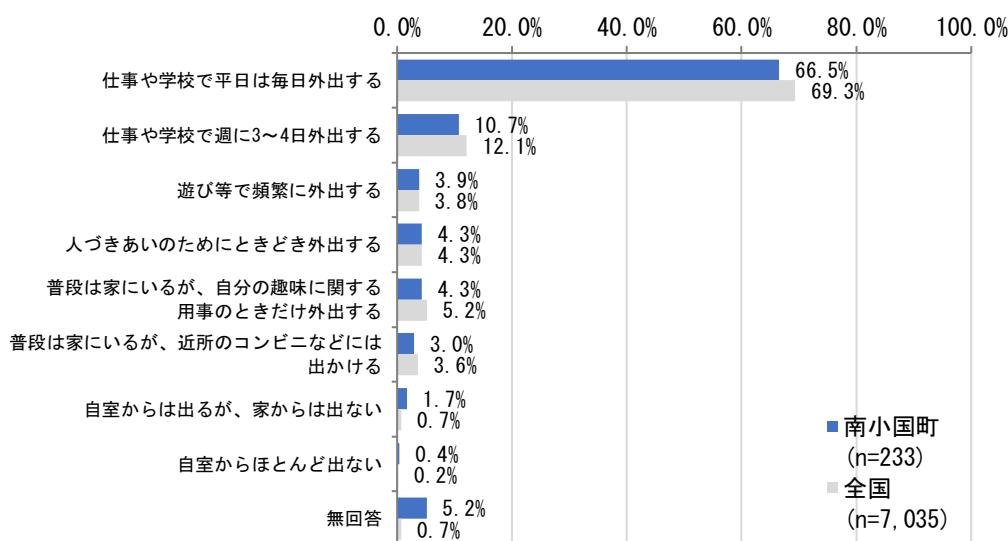
## ⑥ 自分の将来について明るい希望を持っているか

自分の将来について明るい希望を持っているかについて、「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」と回答した割合の合計が73.0%で、全国結果を6.5ポイント上回っています。



## ⑦ 普段の外出頻度

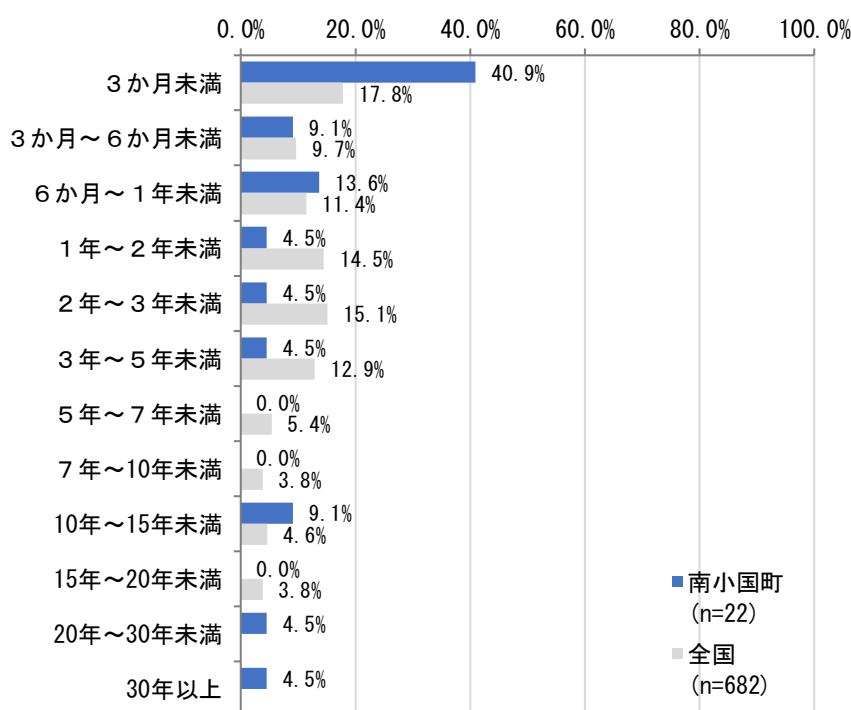
普段どのくらい外出するかについて、「仕事や学校で平日は毎日外出する」66.5%が最も高く、次いで「仕事や学校で週に3~4日外出する」10.7%となっています。



「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からはほとんど出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答した方への質問

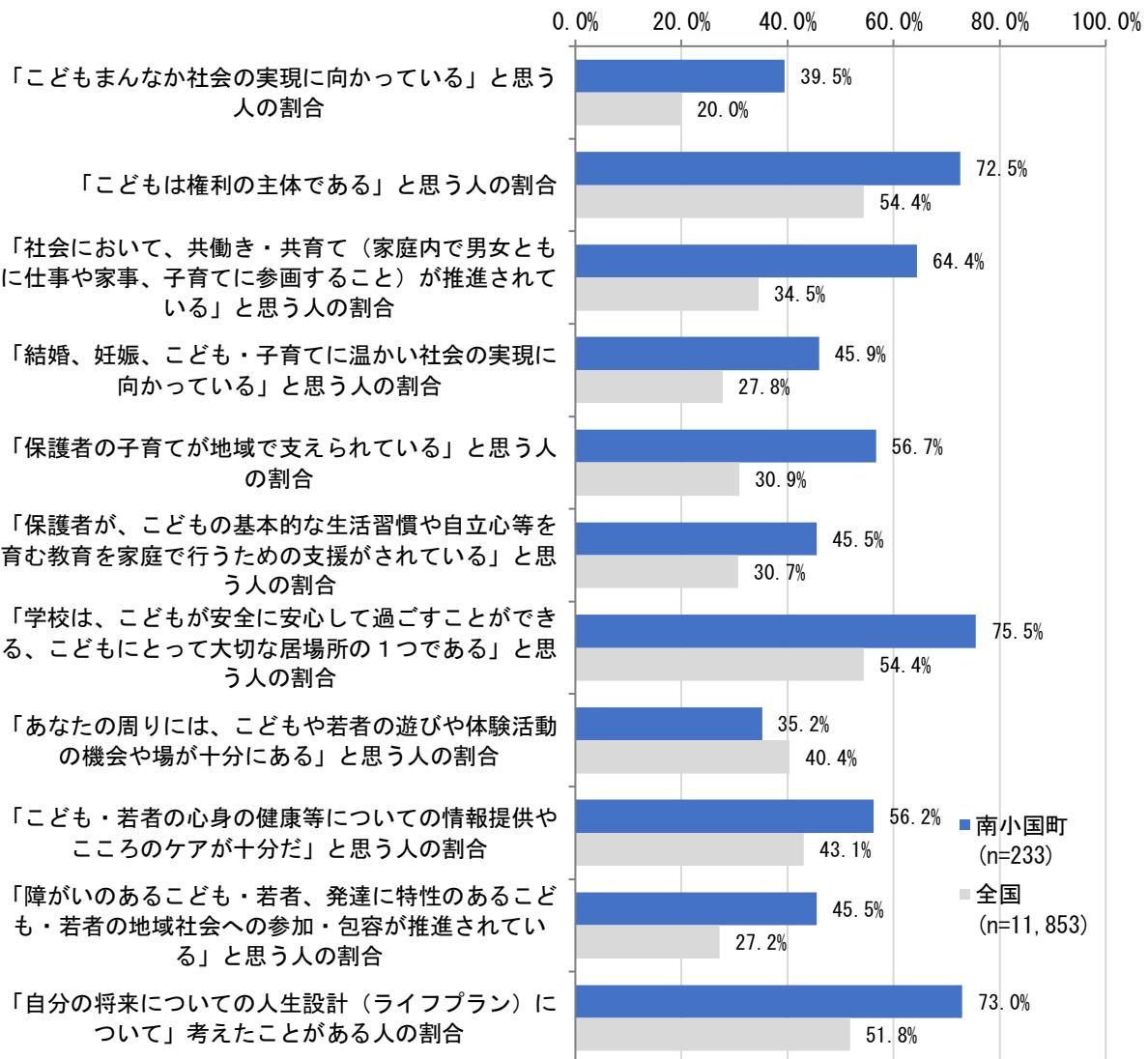
## ⑧ 外出状況が現在の状態となってからの経過期間

外出状況が現在の状態となってからどのくらい経つかについて、「3か月未満」40.9%が最も高く、次いで「6か月～1年未満」13.6%、「3か月～6か月未満」、「10年～15年未満」がいずれも9.1%となっています。



## ⑨ こども大綱で設定されている数値目標に関する調査結果

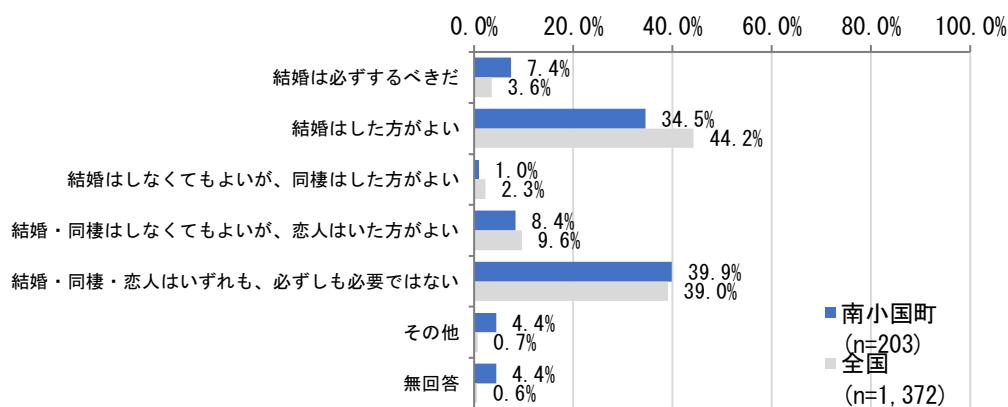
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う人の割合」を除き、他の項目において全国結果を上回っています。



## ⑩ 結婚や同棲の必要性に対する考え方

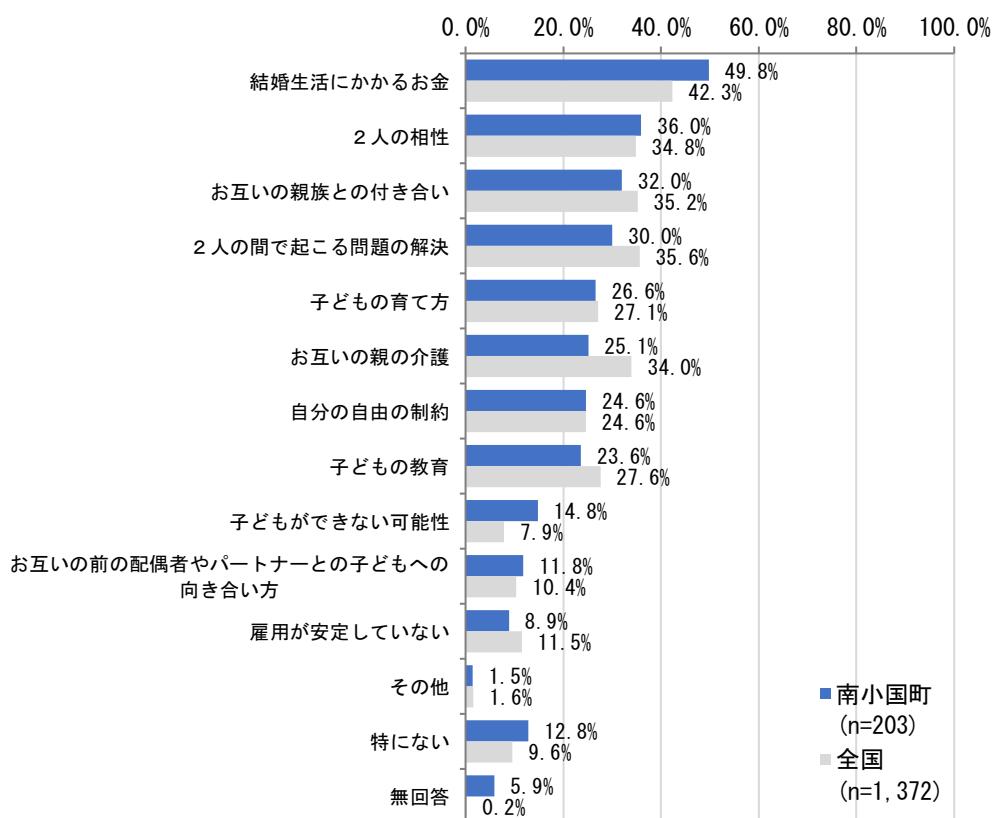
「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が39.9%で最も高くなっています。全国結果と比較し、ほぼ同様となっています。

「結婚はした方がよい」が34.5%で、全国結果と比較し、9.7ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない割合が高い結果となっています。



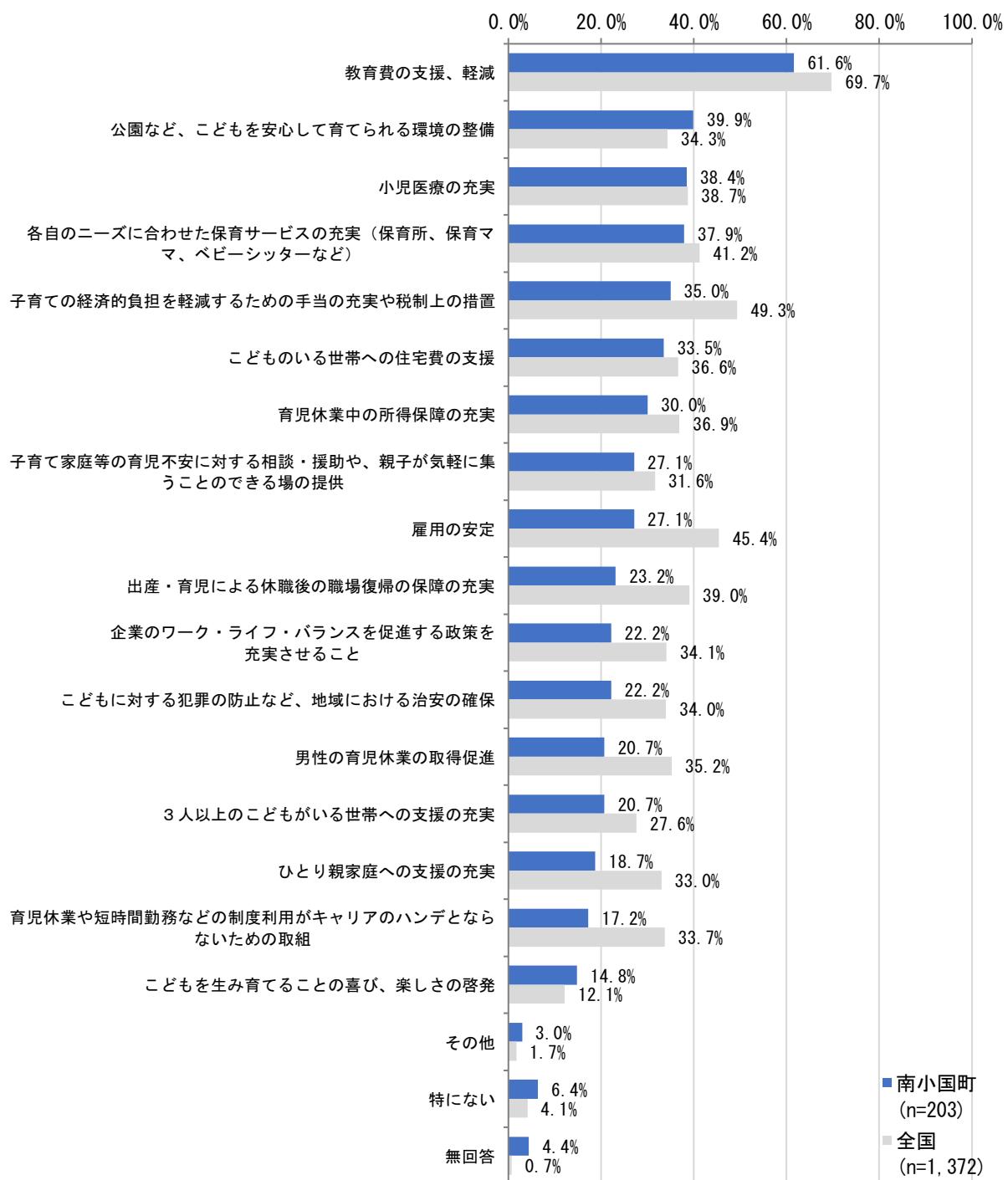
## ⑪ 結婚生活について不安に感じること

結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」49.8%が最も高く、次いで「2人の相性」36.0%、「お互いの親族との付き合い」32.0%となっています。



## ⑫ 育児を支援する施策として何が重要だと思うか

育児を支援する施策として重要だと思うものについては、「教育費の支援、軽減」61.6%が最も高く、次いで「公園など、こどもを安心して育てられる環境の整備」39.9%、「小児医療の充実」38.4%となっています。



### 3 ワークショップでの意見聴取

#### (1) 目的

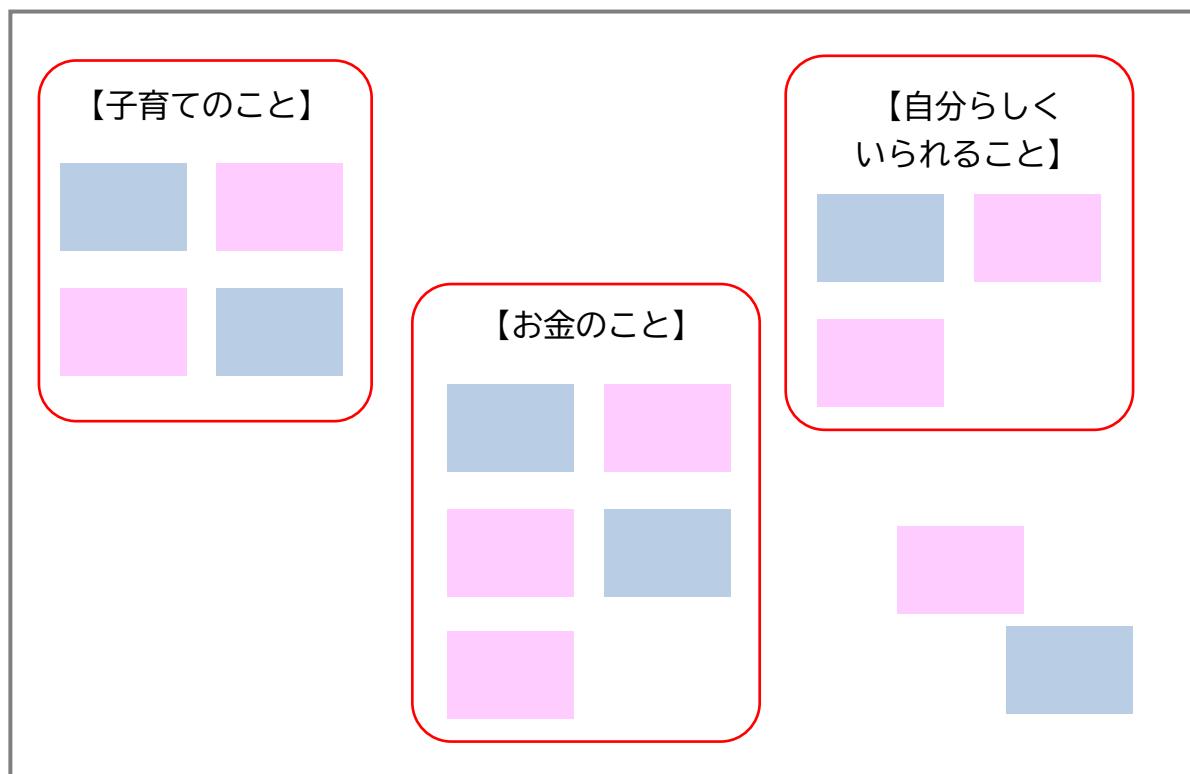
本計画に、子どもの意見を聴取し反映させるため、令和7年10月21日に中学3年生、10月31日に小学5年生及び6年生を対象としたワークショップを開催しました。

#### (2) テーマ

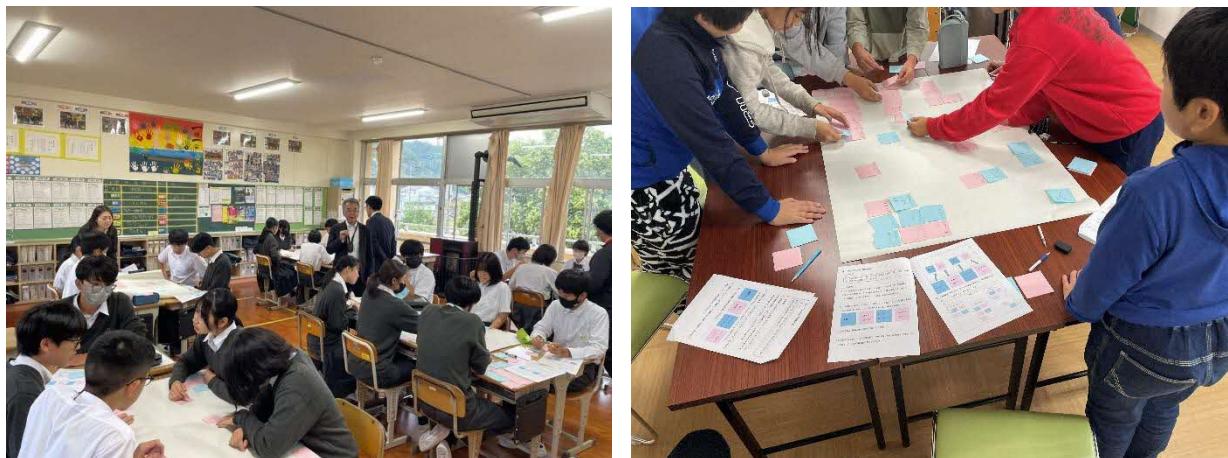
ずっと住み続けたい！戻ってきたい！と思える町になるために、南小国町には何が必要だと思いますか。

#### (3) 実施手順

- 用意された付箋紙に自分が思うことを記入(1枚に1のことだけ記入)  
※ピンク色の付箋には「ずっと住み続けたい！」と思える町になるためのこと、青色の付箋には「戻ってきたい！」と思える町になるためのことを記入
- 時間になるまで、できるだけたくさんのこと記入
- 時間になったら、一人ずつ順番に、付箋紙に自分が書いた内容を、声を出して発表し、テーブルの模造紙に貼る
- 全員の発表が終わったら、同じような意見が書かれている付箋紙を寄せて、グループになったものにタイトルをつける



- 最後に、グループの中から1人発表者を決めて、グループで出された意見を発表



#### (4) 出された意見の取りまとめ

①生活インフラ・公共基盤	
交通手段	交通機関を充実させる（住）
	遠くの町や都へのアクセスの手段を増やす（住）
	市内などにすぐ行ける道路が欲しい（住）
	バス・電車がある（住）
	交通手段を増やして欲しい（戻）
	交通の面が便利（戻）
町の整備	道路や歩道の整備（住）
	信号機を見やすくして欲しい（住）
	バリアフリーな町（住）
	夜の道が明るい（戻）
	町並みがきれい（戻）
	快適な生活を送れるようにする（戻）
通信環境	Wi-Fi がつながりやすい（住）
	通信環境の悪いところをもう少し良くて欲しい（戻）
災害・防災	災害などの対策が充実している（住）
	避難所がたくさんある（住）
	災害に強い（戻）
医療	医療機関が充実していると良い（住）
	医療体制の強化（戻）
治安	犯罪が少ない（住）
	みんなが安心できる町（住）
	セキュリティーが厳重で、災害などを 24 時間見守る街（住）
	治安を悪くしない（戻）

公共施設	公園やトイレを増やして欲しい（住）
	いつでも遊べる公園が欲しい（住）
	スポーツができる公園があったらよい（住）
	図書館がある（住）
	野球場などのスポーツ施設、ゴルフ場（住）
	グランドがたくさんあるとよい（住）
	公園があればいいと思う（戻）

### ②経済・働く環境

経済面	給料やお金に余裕がある（住）
	補助金がいっぱい出るまち（住）
	1世帯に給付金を給付（住）
	子育て世帯への給付金（住）
	住宅の家賃が安くなる（戻）
	物価が安い（戻）
	税金が少ない（戻）
仕事	働く場所（働ける）を増やす（住）
	働く場所をたくさん選べるとよい（住）
	たくさん稼げる会社があるとよい（住）
	仕事いっぱいできる（戻）
	様々なジャンルの職に就けるようにする（戻）
	お給料が高い仕事場所が欲しい（戻）
	職業支援が充実している町（戻）

### ③子育て・教育・福祉

経済面	教育の場所（学校）が充実している（住）
	教育がちゃんとしていること（住）
子育て支援	子育て支援を充実させる（住）
	（小学校）児童館が欲しい（住）
	充実した子育てができるようにする（戻）
介護	お年寄りも生活しやすい（住）
	老人ホームを作つてボランティア活動を増やす（住）
	老人に優しい（住）
	介護施設があるといい（戻）

## ④人・コミュニティ・文化

人と つながり	地域の人と交流ができ、「人と人がつながっている」まち（住）
	若い人がたくさんいる（住）
	優しい人がたくさんいるまち（住）
	ボランティアが多い（住）
	人が優しい（戻）
	地域内の運動会や祭りなどが盛んだったら（戻）
	帰ってきた時にあたたかく迎えてくれる人がいるまち（戻）
情報発信	南小国町の魅力を発信する（住）
	こどもがアナウンサーになり、情報発信する（住）
	世界に誇れるシンボルをつくる（戻）
	町の情報を知れるSNSがあるとよい（戻）
イベント・行事	イベントを増やす（住）
	イベントや行事が盛ん（住）
	南小国町特有のおもしろいイベントがあるといい（戻）
	南小国にしかないものがある（戻）

## ⑤自然

自然環境 景観	今の南小国町の自然が無くならないようにずっと残っていること（住）
	自然を残した美しいまちにする（住）
	自然を活用したものがある（住）
	温泉以外の自然を活かしたコンテンツを増やす（住）
	観光資源の活かすことのできるまち（住）
	今の景観（自然など）がくずれていないこと（戻）
	自然を利用した体験（戻）
	歴史ある建物や自然が残っているまち（戻）
	温泉をもっと知ってもらう（戻）

## ⑥商業・飲食・サービス・娯楽・観光

店舗	商店やスーパーを増やす（住）
	ここで買える物が多くなっている（住）
	コンビニエンスストアが増えてほしい（住）
	こどもたちが喜ぶような駄菓子屋などを作る（住）
	コンビニエンスストアを増やしたい（戻）
	小国杉を使った販売店などを作る（戻）

商業施設など	大きなショッピングモール（住）
	遊ぶ場所があるお店があるとうれしい（住）
	本屋が欲しい（住）
	娯楽施設を増やす（戻）
	大きなショッピングモールがあるまち（戻）
飲食店	ファーストフード店があるとうれしい（住）
	飲食店があり、みんなでぎやかに食べたり飲んだりできるお店（住）
	こども食堂みたいなこども達が行ける店があるまち（住）
	南小国町の食材を使った飲食店（住）
	リラックスできるカフェ（戻）
娯楽施設	遊園地など、友達と遊べるところがあるとよい（住）
	ゲームセンターがあるとうれしい（住）
	カラオケなどがあるとよい（戻）
	ライブ会場があるとよい（戻）
観光・特産物	特産品を増やす（住）
	キャンプができるところがあるし、良いアイデアだと思う（住）
	食べ物がおいしい（住）
	観光地がたくさんある（戻）
	おいしい食べ物がたくさんある（戻）
	特産物を知ってもらう（戻）
	看板を増やすなど、道がわかりやすいようにする（戻）

#### ⑦まちのビジョン・将来像

将来像	人口を増やす（住）
	南小国の世界を味わうことができるまち（住）
	自慢できることがあるまち（住）
	将来暮らしやすいまち（住）
	必要な物が揃っているまち（戻）
	どこの町にもない、新しい物があるまち（戻）
	前あったものが残してあること（戻）
	いつまでも南小国を感じられるまち（戻）

#### (5) こどもの意見を踏まえた施策の推進

本町がずっと住み続けたい、戻ってきてみたいと思える町になるために必要なこととして、「生活インフラ・公共基盤」、「経済・働く環境」、「子育て・教育・福祉」、「人・コミュニティ・文化」、「自然」、「商業・飲食・サービス・娯楽・観光」、「まちのビジョン・将来像」の分野で様々な意見が出されました。こどもの意見を踏まえながら、本町のこども施策を推進します。

## 4 本町における課題

こども・若者に関するデータ及び各種アンケート調査の結果等から、本町における主な課題を抽出しました。

### (1) 少子化対策

本町の出生数は近年減少傾向で推移しています。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの平成30年から令和4年までの平均が1.70となっており、令和7年度以降の少子化の進行は進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

### (2) 子育て環境や支援の満足度

本町の子育ての環境に「非常に満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した割合の合計は、就学前児童保護者57.5%、小学生保護者65.8%である一方、「どちらかといえば満足していない」、「満足していない」と回答した割合の合計は、就学前児童保護者19.2%、小学生保護者15.3%となっています。

町に求める子育て支援策としては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」と回答した割合が高くなっています。

満足度の向上を目指して、こどもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

関連する施策

基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり

基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で暮らせるまちづくり

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

### (3) 相談支援体制の充実

子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」と回答した割合は、就学前児童保護者 89.0%、小学生保護者 81.2%となっています。その一方で、「いない/ない」と回答した割合は、就学前児童保護者 6.8%、小学生保護者 17.6%となっています。

こども若者調査では、孤独であると感じることが「しばしばある・常にある」と回答した割合が 13.7% となっています。また、ひきこもり状態にあると思われる割合は 4.3% となっています。

困りごとが起こった時に、相談できる人がいない保護者や孤独を感じている人を相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、相談窓口の受け皿を準備しておくことも重要です。

関連する施策

基本目標1-3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

基本目標2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

基本目標3-2 若者の社会的参加に向けた支援

基本目標4-1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

基本目標4-2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

基本目標4-3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

基本目標4-4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### (4) 幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全てのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

関連する施策

基本目標1-2 乳幼児期の教育・保育の充実

### (5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。子育てが社会全体で支えられないと感じているかについて、「十分に感じる」、「まあまあ感じる」と回答した割合の合計が就学前児童保護者 78.1%、小学生保護者 82.4%である一方、「あまり感じない」、「全く感じない」と回答した割合の合計は、就学前児童保護者 19.2%、小学生保護者 13.0%となっています。

「南小国町こども家庭センター」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

#### 関連する施策

基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり

基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で暮らせるまちづくり

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

### (6) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が就学前児童保護者 43.8%、小学生保護者 30.6%で最も高くなっています。

核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

#### 関連する施策

基本目標5-2 地域子育て支援、家庭教育支援

基本目標5-3 共働き・共育ての推進

### (7) ひとり親家庭への支援

令和5年度に熊本県が実施した子どもの生活に関する実態調査によると、貧困の課題を抱えていると思われる世帯「(等価世帯収入の)中央値の2分の1未満の世帯」の割合は、母子世帯においては59.1%と非常に高くなっています。仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

関連する施策

基本目標4-1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

### (8) 出会いや結婚への支援

こども若者調査では、「結婚はした方がよい」が34.5%で、全国結果と比較し、9.7ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。

結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」が49.8%で最も高くなっています。

若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができるよう、出会い系や結婚への支援をより推進していく必要があります。

関連する施策

基本目標3-3 出会いや結婚への支援

### (9) こどもの貧困対策

令和5年度に熊本県が実施した子どもの生活に関する実態調査によれば、貧困の課題を抱えていると思われる世帯の割合は、全体で20.5%、母子世帯においては59.1%となっています。家庭の経済状況は、子どもの進路選択や家庭環境にも影響を及ぼしている可能性があります。調査結果では、世帯の収入の水準が低くなると、大学・大学院までの進学を希望する割合も低くなる傾向がみられました。また、経済的な理由で「お小遣いを渡せなかった」、「必要な服や靴を買えなかった」などと回答した人の割合が、貧困の課題を抱えていると思われる世帯において高くなっています。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るために、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。



#### 関連する施策

##### 基本目標4-1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

#### (10) 障がい児等への支援

国が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要することもと他のこどもが一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブ教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

障がい児等への支援を推進することによって、「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されている」と思う人の割合（現状値45.5%）を高めていく必要があります。



#### 関連する施策

##### 基本目標4-2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

#### (11) こども・若者や子育て世帯の意見反映

こども基本法において、子どもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。本町においては、令和7年10月に小中学生を対象としたワークショップを開催し、意見の聴取を行いました。

一方で、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と回答した割合は、39.5%と低くなっています。こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めていく必要があります。



#### 関連する施策

##### 基本目標4-5 こども・若者の権利の尊重

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

将来を担うこども・若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。こども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人のこどもや若者、子育て当事者の幸せにつながる、地域社会にとって重要な取組です。

しかし、近年、経済的な問題や家族関係の問題などで、こども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へつなげることで、自立した生活を送ることができます。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、こどもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念を掲げます。

#### 【基本理念】

#### こども・若者の夢や希望に寄り添い ともに創るきよらの郷（案）

なお、こども大綱では、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、こども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

### 基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり

こどもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。

### 基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志をもち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

### 基本目標3 若者が活躍できるまちづくり

若者が社会の一員として活躍できるよう、関係機関の協力のもと、必要であれば若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

### 基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で暮らせるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通した支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

### 基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組
<b>こども・若者の夢や希望に寄り添い ともに創るきよらの郷（案）</b>	<b>基本目標1</b> こどもを生み育てることが できるまちづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報 発信体制の充実
	<b>基本目標2</b> こどもが健やかに 成長できるまちづくり (学童期・思春期)	1 こどもが安心して過ごし学ぶことの できる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康等についての 情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に 関する情報提供や教育
	<b>基本目標3</b> 若者が活躍できるまちづくり (青年期)	1 未来へ踏み出す若者応援 2 若者の社会的参加に向けた支援 3 出会いや結婚への支援
	<b>基本目標4</b> 全てのこどもが幸せな状態で 暮らせるまちづくり	1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの 支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの 支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などから こども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	<b>基本目標5</b> 子育て当事者がこどもに 向き合えるまちづくり	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての応援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 こどもを安心して生み育てることができるまちづくり

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようになります。

#### 1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

##### (1) 母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、各種健診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業、栄養指導の実施により、母子の健康管理を推進していきます。

##### (2) 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児期に病気や発達に不安のある子どもの早期発見・早期治療と適切な保健指導が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要な子どもへの継続的なフォローアップ体制を充実するとともに、母親の体調不良や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

### (3) 産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、心身のケアや育児のサポート等を行い産後も安心して子育てができるための支援体制として、産後ケア事業の利用推進を行います。

### (4) 小児医療体制の情報提供

広報誌による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業、いつでも気軽に医師に相談ができる住民向け「遠隔医療相談アプリ」の周知を図り、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

### (5) 食育の推進

保育所等や学校における教育の場において、給食等に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用し、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する知識や生きる力を育みます。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こうのとり支援事業	一般不妊治療や特定不妊治療、不育症に係る費用の支援を行います。	町民課
こども家庭センター	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊娠婦・子育て家庭・子どもを対象に切れ目がない、包括的・継続的な支援(相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など)を行います。	
南小国町妊婦支援給付	妊婦が安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援と、経済的支援を一体的に行います。	
南小国町産後ケア事業	出産後に安心して子育てができるように、出産後1年未満の母子に対して、必要な心身のケアや産後のサポートを行います。	
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	
妊婦歯科健康診査補助事業	妊婦の早産による低体重児の出生を防ぐとともに、妊婦自身の健康管理と口腔衛生の向上を図るために、妊婦に対する歯科健康診査の補助を行います。	
乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	
利用者支援事業 (遠隔医療相談アプリ)	オンライン上で24時間いつでも医師に医療相談ができ、幅広い診療科に対応し、保護者の医療に関する不安軽減を図ります。	

事業・取組名	概要	担当課
予防接種事業	郡医師会や県医師会と契約し、適切に対応します。	町民課
歯科保健事業	乳幼児を対象にフッ素塗布、ブラッシング指導を実施します。保育所、小中学校ではブラッシング指導とフッ化物洗口を実施します。	
フッ化物塗布・洗口事業	乳幼児健診や広報誌で歯の健康に関する指導に併せて、希望者に対し歯の質を強くするフッ素の活用を行います。	
小児医療情報提供の推進	病気やけがの予防、対処法などを啓発するとともに、近隣の市町村を含む広域的な小児医療に関する情報提供の充実を図ります。	
保育園における食育の実施	菜園活動等を通した地産地消の取組を行います。	町民課 農林課

## 2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

### (1) 生きる力を育む幼児教育・保育の推進

子どもの主体的な活動を大切にし、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、適切な指導監査などによる質の向上を図るとともに、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によりこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

### (2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

一時預かり事業といった従来の事業に加え、令和8年度からは就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。

### (3) こども・子育てを支える人材の確保・育成

新規卒業者の確保や職員配置基準の改善による保育士の負担軽減を図り、安定的な保育人材の確保に努めます。また、中高生等に対して保育体験活動等を通した魅力発信を行うなど、次世代の人材の育成を図ります。

### (4) こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心触れ合うひとときを持つきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

## (5) 教育・保育環境等の整備

こども・子育て支援事業債をはじめとする様々な交付金の活用を視野に入れながら、施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施します。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ブックスタート事業 (絵本の読み聞かせ等)	乳児検診に子育て支援ひろば「ぬくもり」のスタッフが参加し、こどもの健やかな成長を願い、本を開く楽しい「体験」と「絵本」を提供します。	福祉課
時間外保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所等を実施する事業です。保育短時間の児童に対する延長保育を実施しています。	
一時預かり事業	家庭で一時的に保育が困難となった場合に保育所等においてこどもを一時的に預ります。	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所及び幼稚園等を利用してない満3歳未満のこどもに対して、月一定時間までの利用可能枠の中であれば、就労要件を問わず保育を提供する制度です。	
教育・保育の質の向上	保育士と小中学校教員が連携し、こども一人一人にとって有益となるように、保育所・小学校・中学校の連携強化に努めます。	福祉課 教育委員会
外国の乳幼児への支援	外国から帰国した幼児や外国人幼児、両親の国際結婚の幼児などを対象に円滑に教育・保育施設が利用できるような支援を検討します。	福祉課 保育課

## 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

### (1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークヒーイドとなって継続的に支援し、妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

### (2) 家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭における教育力の醸成を支援します。

### (3) 地域子育て支援拠点事業等の充実

地域子育て支援拠点である子育てひろば「ぬくもり」や保育所の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

### (4) 子育て支援情報の発信

町ホームページによる子育てひろば「ぬくもり」の活動内容の公開を継続するとともに、様々な媒体を活用し、子育て支援情報の発信の充実に努めます。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センター【再掲】	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない、包括的・継続的な支援（相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など）を行います。	町民課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談（家庭訪問、電話相談など）の充実、子育て支援ひろば「ぬくもり」への支援、子育てサークルの育成・支援などの各種子育て支援活動のコーディネイト機能の充実を図ります。	町民課 福祉課

## 基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期もあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが重要です。

### 1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるように、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、全てのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

#### (1) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

#### (2) 安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

#### (3) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

#### (4) 全ての子どもの学びの保障

経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高校生や大学生に対する奨学資金貸付制度を継続します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学習環境の維持確立に努めます。

#### (5) いじめや不登校の子どもへの支援

いじめや不登校等の支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県立教育センターによる教育相談支援体制を整えます。保護者や学校、関係機関と連携して学習支援や生活支援を行うとともに、学校以外の居場所の充実を図りながら、自発性や社会性、社会への適応力を育みます。

#### (6) 障がいや多様な教育的ニーズへの対応

小中校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を熊本県と連携して推進します。

#### (7) スポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

#### (8) 体育の授業の充実・子どもの体力向上

体育の授業の充実を図るとともに、学校や子どもの体力の向上のための取組を推進します。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
職業体験の促進	中学2年生を対象にまちインターン（職業体験）を実施し、学校では得られない経験を積み、チャレンジする力を育むとともに、未来の創り手となるための資質・能力を育成します。	教育委員会
体験型学習の充実	子どもの豊かな人間性と生きる力を育むために、文化伝承事業や地域の方を講師とした様々な体験授業、自然体験などの各種体験型学習の充実を図ります。また、小学生を対象とした里山体験活動、中学生を対象とした農家民泊など、学年に応じた体験活動を実施し、自然体験や農業体験を通して、地域の方との交流を図ります。	
世代間交流の充実	性別や年齢に関わらず、様々な人と交流することにより、子どもも社会の一員であることを学んでいく場の提供を進めます。	

事業・取組名	概要	担当課
不登校児童生徒への支援	家族や学校、民生委員・児童委員、スクールカウンセラーなどの専門家との連携を強化し、意見交換や情報の共有化を図ります。また、必要な場合には学校による家庭訪問を実施し、問題の解決に向けて取り組みます。	教育委員会
子育て講座の充実	町内各小学校の就学時健康診断を活用して、就学前のこどもを持つ親を対象に、講師による講話や意見交換を行い、家庭教育について考える機会を提供します。	
きよら塾の実施	こどもたちの夢の実現と町の未来創造を目指すことを目的として、小学5・6年生を対象に参加費無料で公設の塾を運営しています。	
木育授業の実施	南小国町の林業や自然、木材加工など伝統的な生業や地域環境について学ぶ機会をこどもたちに提供し、デジタル技術も活用した取組などを実際に体験しながら、保育園、小学校、中学校までの全ての学年を対象とした木育授業を実施します。	農林課

## 2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の受け皿整備を着実に進めます。

### （1）こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

### （2）放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子ども教室の受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
放課後子ども教室	学校の余裕教室や体育館等を利用して、放課後等に地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動等を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境をつくります。	
地域学校協働活動推進事業	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行います。	教育委員会

## 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、広報誌による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業、「産婦人科オンライン」「小児科オンライン」サービスの周知を図ります。

こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

### (1) 小児医療体制の情報提供【再掲】

広報誌による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業、いつでも気軽に医師に相談ができる住民向け「遠隔医療相談アプリ」の周知を図り、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

### (2) 心身の健康等についての情報提供

小中学校において、こどもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。

性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口について情報提供している、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」の周知を図ります。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
思春期相談窓口の設置	学童期・思春期における心の問題などについての相談窓口を設置し、教育相談員が中心となり相談を受け付けています。教育に関する相談はもとより、こどもたちの心の健康を確保するため相談体制の充実を図ります。	教育委員会 町民課

事業・取組名	概要	担当課
喫煙や薬物などに関する教育の充実	学校における煙草や薬物・飲酒の害に関する教育・指導を実施します。また、こどもと親をはじめとするこどもを取り巻く地域住民に対しても、これらの害に関する理解と啓発に努めます。	教育委員会 町民課
性や性感染症予防に関する学習の充実	学校教育と地域保健が連携し、こどもの健やかな成長を支援することを目的に、各学校の授業の中で性教育を通して、性や性感染症予防に関して正しい知識や「いのち」の大切さを学び、正しい知識を身に付けるため学習の充実を図ります。	
利用者支援事業（遠隔医療相談アプリ）【再掲】	オンライン上で24時間いつでも医師に医療相談ができる、幅広い診療科に対応しています。保護者の医療に関する不安軽減を図ります。	町民課

## 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

### （1）学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これから社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。

### （2）学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導を実施します。

### （3）学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うと共に、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導を実施します。

## 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
キャリア教育に関する学習	南小国町の未来の創り手を育成するために、キャリア教育の視点を踏まえた「きよら授業の改善」、「きよら学の推進」に取り組み、学ぶことを自分の将来につなげながら、社会の中で自分の役割を果たしつつ、自分らしい生き方を実現していくための力を育む取組を進めています。具体的にはプレゼンテーション大会を実施して広い視野で考え自己表現する力を高めます。	教育委員会
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験（まちインターン）を実施します。また、小学生が仕事や事業所について訪問、取材し「仕事図鑑」を作成します。	
子どもの就労支援	全ての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。	福祉課 学校

## 基本目標3 若者が活躍できるまちづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観や働き方を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいくよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

### 1 未来へ踏み出す若者応援

若者を対象としたセミナー等を開催し、若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていくよう応援します。また、誰もがその個性と能力を発揮して未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

#### (1) 若者のキャリア形成支援

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや熊本県との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。地元企業などと連携し、若者の職場体験やインターンシップ等の体験的な学習活動の機会を提供するとともに、地域課題やまちづくりをテーマとした情報提供や生涯学習講座の開催など、キャリア支援を行い、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。

#### (2) 青少年の健全育成

若者が安心感や生きやすさを得られるように、巡回指導や環境浄化活動や教育相談員による教育相談活動を行います。また、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした情報等を分かりやすく周知します。

#### (3) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発

こども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

#### (4) こどもを産み育てる準備への普及啓発

男女を問わず、性と妊娠に関する知識を正しく身に付け、将来のこどもを生み育てる準備としてのプレコンセプションケアの啓発を行うとともに、不妊治療に関する支援を行います。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
南小国町夢チャレンジ推進事業補助金	南小国町で起業や新たな事業に挑戦する個人又は団体等を対象に、その事業費の一部を補助します。	まちづくり課
特定創業支援事業	南小国町商工会と連携して、スタートアップだけでなく創業後も安定的に経営ができるようサポートを行います。	
こうのとり支援事業【再掲】	一般不妊治療や特定不妊治療、不育症に係る費用の支援を行います。	町民課

## 2 若者の社会的参加に向けた支援

悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人一人に合った支援を行います。

### (1) 気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の「熊本県子ども・若者総合相談センター」や「熊本県男女共同参画センター」などの相談窓口の情報発信を図るとともに、身体とこころの健康に関する支援を行います。

### (2) 困難を抱える若者や家族への支援

様々な課題を抱える若者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことにより、本人やその家族へのアウトリーチによる取組を推進するなど、相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる居場所につなげます。

### (3) 若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センター【再掲】	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目がない、包括的・継続的な支援(相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など)を行います。	町民課

### 3 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、ライフデザインや出会い、結婚への支援を推進します。

#### (1) 多様な出会いの機会提供

若者が交流できる場づくりや婚活イベントを支援して、結婚を後押しします。

#### (2) ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、出会い系・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供するセミナーやシンポジウムを実施するなど、若者が人生設計を考える機会を設け、ライフデザインを考えるきっかけづくりに取り組みます。

## 基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で暮らせるまちづくり

本町のこども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望をもって生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要なこどもに対し、それぞれの成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

### 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

#### （1）教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、こどもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困難な世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行ないます。

#### （2）生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、こどもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。これらの取組を通じて、家庭におけるこどもの生活環境の向上を図るため、家庭教育の推進の意識啓発を図っていきます。

#### （3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

#### (4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や町などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率を高めます。

##### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
児童扶養手当	家庭の生活の安定と自立と支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、ひとり親家庭や父母以外の人が児童を養育する場合などに手当を支給します。	福祉課
ひとり親家庭等医療費補助金	ひとり親とそのこどもを対象に、医療費負担を軽減するため、医療費の助成を行います。	
ひとり親家庭に対する自立支援の充実	それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、資格取得や就業に関する情報提供などの就業支援に努めます。	
ひとり親家庭への相談の実施	困り感のあるひとり親家庭に対して、保健師による家庭訪問等を通して解決に向けた取組を行います。また、情報提供や不安や悩みなどに対する相談体制の充実のために、民生員・児童委員及び母子保健推進員を中心に、関連機関との連携強化を図ります。	町民課 福祉課
就学援助	経済的な理由で、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者(町が定める認定基準に該当する者)に対し、学用品費などの一部又は全額を支給し、負担軽減を図ります。	
南小国町奨学資金貸与	本町の優秀な生徒にして経済的理由により修学困難なる者に対し育英的資金を貸与し、将来郷土愛に燃え地域社会の発展と福祉に貢献するような有能なる人材を育成することを目的として貸付を行います。	教育委員会

## 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援

障がいのあるこども・若者や発達に不安のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。こどもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所においては、障がいのあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を行います。

医療的ケア児とその家族に対する支援については、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行いつつ、支援体制の構築に向けて検討していきます。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
親や子ども同士の交流の推進	近隣の市町村と連携し、障がい児を持つ親の会において研修等を実施し、仲間づくりの支援を推進します。	福祉課
特別児童扶養手当	精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、手当を支給します。	
心理相談の実施	保護者からの相談や困り感を臨床心理士に相談できる場を設け、不安軽減を図ります。	町民課
すこやか育児相談同行支援	乳幼児健診や訪問等での関わりを通じて、発達に不安のある家庭に対し、県が実施するすこやか育児相談を案内し、医師や理学療法士の支援につなげます。	
療育機関見学同行支援	保護者の希望に応じて、療育機関への見学同行支援を行い、保護者や児が安心して利用できるよう、不安軽減を図ります。	保育課
障がい児保育の推進	障がいのある子どもや発達に不安のある子どもが町内の保育園を利用し、他児との関わりのなかで健やかに育つことができるよう、保護者と保育士が協議しながら障がい児保育の推進に努めます。	
特別支援教育体制の確立	児童生徒への適切な支援が行えるよう、教育支援委員会、町特別支援連携協議会を開催し、幼稚園、保育園、小中学校、高校、支援学校やその他関係機関と連携強化を図り、様々な障がいにより学校生活が困難な児童生徒一人一人のニーズを把握し、適切な教育支援体制の確立に努めます。	教育委員会
地域療育センターと関係機関とが連携した支援体制の推進	支援を必要とする子どもや家族に対して、地域における身近な療育施設等の関係機関が障害児相談及び障害児通所支援等を行えるよう、中核機関となる地域療育センターから必要に応じて専門的療育の支援を受けつつ、状況に応じた段階的支援が行われるように支援体制を推進します。	福祉課 学校 保育課
障がい児・病弱児理解の普及啓発	地域の団体やサークルを中心に、地域の方々と交流の機会を提供するとともに、ボランティアの養成に努めます。 障がい児・病弱児への理解をテーマとした学習会の開催について、福祉課や社会福祉協議会、その他関係機関と連携して共同での開催を検討し、障がい児・病弱児への理解の充実を図ります。 福祉教育として、小中学校と支援学校の交流を今後も継続して行い、学校教育の中で、障がい児・病弱児の理解の普及啓発に取り組みます。	社会福祉協議会 福祉課 学校

### 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、「子ども家庭センター」を中心に、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

### (1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦・子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

### (2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

### (3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

### (4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センター【再掲】	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない、包括的・継続的な支援(相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など)を行います。	町民課
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、サポートセンター 愛において児童の養育・保護を行います。	福祉課
南小国町虐待防止等対策連絡協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護及び配偶者等からの暴力防止、高齢者への虐待防止及び障がい者への虐待防止を図るために、南小国町虐待防止等対策連絡協議会を設置しています。	福祉課 町民課

## 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

### (1) こども・若者の自殺対策

こどもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱えるこどもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

### (2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

### (3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、スクールガード等による活動の充実を図り、こどもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の維持を推進するとともに、こどもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

### (4) 非行防止と自立支援

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

## 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
チャイルドシート装着・普及促進	チャイルドシートの正しい装着方法を指導し、チャイルドシート装着・普及のための広報啓発活動に努めます。また、チャイルドシート購入費用の補助金制度（上限1万円）について周知に努めます。	総務課
防犯灯の整備	夜間の通行の安全と防犯のため、防犯灯(LED防犯灯等)の整備及び維持管理を行います。	
人にやさしい道づくりの充実	こどもや妊産婦が安心して利用できる道路や歩道の整備を推進します。	
児童遊園の環境整備の充実	こどもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図ります。また、ニーズの高い天気に左右されない安心安全な遊び場の創設を検討しています。	福祉課
通学路の安全確保	児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、南小国町通学路安全推進協議会にて、関係機関が連携し通学路の点検等を行います。	教育委員会
交通安全教室の充実	小国警察署と連携し、保育園や小・中学校など子どもの年齢に応じた交通安全教室を実施します。こどもの交通安全の意識を育てるとともに、保護者や地域住民・関係機関・関係団体との連携を図り、町ぐるみで交通安全への意識高揚を図ります。また、通学路等の危険箇所についても、毎年確認し、危険箇所については、道路管理者に要望して改善を行います。	保育課 総務課 教育委員会
地域の防犯対策の充実	登下校時の不審者対策として、地域住民の協力で「子ども110番の家」の拡充を図ります。また、不審者の学校敷地内への侵入対策マニュアルを作成し、それに基づいて防犯訓練を行います。	総務課 教育委員会
地域住民による登下校時の見守りの充実	学校やPTA・地域の関係団体との連携を強化し、交通安全の指導や防犯対策の充実のため、登下校時に見守りを実施します。	

## 5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

### (1) こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を推進します。

## (2) こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聞く方法について検討を進めるとともに、こどもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

## (3) こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらいこどもにも配慮した取組に努めます。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
みらい南小国子ども会議	中学3年生が、町議会にまちづくり等について、自分たちが調査したことをプレゼンテーションとしてまとめ提案する「みらい南小国子ども会議」を実施します。	教育委員会

## 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体、民間企業等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動の機会に取り組みます。また、家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動等を充実させ、青少年の健やかな育ちを支援します。

こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、国のことのこどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こどもの居場所」づくりを推進します。この居場所が地域の核となり、行政、NPO、町民、企業等と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティにつなげます。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
職業体験の促進	中学2年生を対象にまちインターン（職業体験）を実施し、学校では得られない経験を積み、チャレンジする力を育むとともに、未来の創り手となるための資質・能力を育成します。	
体験型学習の充実	こどもの豊かな人間性と生きる力を育むために、文化伝承事業や地域の方を講師とした様々な体験授業、自然体験などの各種体験型学習の充実を図ります。 また、小学生を対象とした里山体験活動、中学生を対象とした農家民泊など、学年に応じた体験活動を実施し、自然体験や農業体験を通して、地域の方との交流を図ります。	教育委員会

## 第4章 施策の展開

事業・取組名	概要	担当課
世代間交流の充実	性別や年齢に関わらず、様々な人と交流することにより、こどもも社会の一員であることを学んでいく場の提供を進めます。保育園や小・中学校において、高齢者や地域住民との世代間のふれあいの場を設けるとともに、地域活動においても異世代間交流活動の充実を図ります。また、職場体験や体験型学習を通じて地域の方と交流を図ります。	教育委員会 保育課 福祉課
乳幼児とふれあう機会を広げるための活動	中高生などの青少年期において、保育園や育児サークルの訪問などの乳幼児とのふれあい体験を通して、命の大切さや次代の親となる意識を持つ機会を設けます。また、中学校のまちインターン（職場体験）での保育園実習、各小学校運動会への保育園児の参加、次期1年生になる保育園児の学校訪問といった、保育園児との交流活動も継続して行っています。	保育課 教育委員会

## 基本目標5 子育て当事者が子どもに向き合えるまちづくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりをもって子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを応援します。

### 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

#### (1) 妊婦のための支援給付

妊娠期から面談を通じて、出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と「経済的支援」を一体的に行います。

#### (2) 児童手当の支給

国の「子ども未来戦略」に基づき、令和6年10月から高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行っており、支給を継続します。

#### (3) こども医療費の助成

子どもの疾病的早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

#### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
南小国町妊婦支援給付金 【再掲】	妊婦が安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援と、経済的支援を一体的に行います。	町民課
児童手当	高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に対して、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	福祉課

事業・取組名	概要	担当課
子育て支援医療費助成	本町に住所を有する0歳から中学校3年生までの児童生徒を対象に、診療に係る医療に要した保険医療分の一部負担金の全額を助成します。	福祉課
南小国町高校生等医療費助成制度	保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる社会をつくることを目的に、高校生等の医療費の助成を行います。	
多子世帯の保育料無償化	満18歳未満のこどもにうち、第3子以降のこどもの保育料を無償化しています。(所得制限あり)	
多子世帯の副食費無償化	満18歳未満のこどものうち、第3子以降のこどもの副食費を無償化しています。(所得制限あり)	
中学校制服等支給	本町の中学校新入生に対して指定制服や準備品(体操着、かばん、通学靴など)を無償で支給します。	教育委員会
給食費補助	本町の小・中学生を対象に給食費を定額として、これらの額を超える部分を町が負担します。	
南小国町奨学資金貸与【再掲】	本町の優秀な生徒にして経済的理由により修学困難なる者に対し育英的資金を貸与し、将来郷土愛に燃え地域社会の発展と福祉に貢献するような有能なる人材を育成することを目的として貸付を行います。	

## 2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

### (1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一緒に継続的に支援し、妊娠婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

### (2) 地域における子育て支援の充実

一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

### 【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども家庭センター【再掲】	児童福祉事業及び母子保健事業を一元化し、すべての妊産婦・子育て家庭・こどもを対象に切れ目のない、包括的・継続的な支援(相談に応じた子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言など)を行います。	町民課
時間外保育事業【再掲】	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所等を実施する事業です。保育短時間の児童に対する延長保育を実施します。	福祉課
一時預かり事業【再掲】	家庭で一時的に保育が困難となった場合に保育所等においてこどもを一時的に預ります。	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【再掲】	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満のこどもに対して、月一定時間までの利用可能枠の中であれば、就労要件を問わず保育を提供する制度です。	
地域子育て支援拠点事業 【再掲】	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談(家庭訪問、電話相談など)の充実、子育て支援ひろば「ぬくもり」への支援、子育てサークルの育成・支援などの各種子育て支援活動のコーディネイト機能の充実を図ります。	保育課 町民課 福祉課

## 3 共働き・共育ての推進

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

### (1) 仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

### (2) 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

**【関連する事業・取組】**

事業・取組名	概要	担当課
職場における子育て意識の啓発	母子健康手帳発行時に、個別に日中の過ごし方、子育てに関する情報、制度の説明などを行います。また、職場に対して、子育て中の父親・母親が安心して育児に取り組めるような環境づくりに関する広報活動、啓発活動などを行います。	町民課
育児休業取得の推進	母子健康手帳発行時に、子育てに関する様々な情報をパンフレット等で配布し、情報提供を行います。	
職場・家庭における男女共同参画意識の啓発	令和5年度に策定した、本町における男女共同参画社会の形成に向けた総合的な施策の指針となる「第3期男女共同参画計画」との整合を図りつつ、男女共同参画社会を目指し、関連団体や関連機関と連携し、学習会や講演会・研修・情報提供などの充実を図り、地域住民に対する男女共同参画意識の啓発に努めます。	福祉課
父親の子育て参加の促進	妊娠届出時や全戸乳児訪問、健診時に父親も交えて、育児への参加状況の確認や育児指導を実施します。子育て講演会への父親の参加を促進し、育児への積極的な関わりがもてるよう健診時や訪問時に呼びかけを行うなど、父親の子育て参加に関する情報提供の充実に取り組みます。	福祉課 町民課

## 第5章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「南小国町子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、町ホームページ等で公開する等、当事者であるこども・若者及び子育て世帯への情報提供に努めます。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCAサイクルに基づく進捗評価】

